

平成27年度

あまがさきの介護

尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当

『あまがさきの介護』 目次

I	一般状況	1
1	市勢	3
	(1)尼崎市の沿革	3
	(2)尼崎市の位置及び面積	3
2	高齢者の状況	4
	(1)高齢者人口の推移(住民基本台帳人口)	4
	(2)行政区別高齢化率	5
3	介護保険制度のあゆみ	6
4	組織図と事務分掌(平成28年4月1日現在)	7
5	介護サービス利用手順	8
II	被保険者	9
1	第1号被保険者数の年度別推移	11
2	第1号被保険者数の月別推移	12
3	行政区別 年齢別第1号被保険者数	12
III	保険料	13
1	年度別保険料(年額)の推移	15
2	保険料収納状況	20
	(1)全般	20
	(2)平成12年度～25年度収納状況	21
	(3)行政区別	23
	(4)所得段階別	24
IV	認定審査	27
1	介護認定審査会	29
2	月別要支援・要介護認定申請状況	29
3	年度別要支援・要介護認定申請状況	30
4	月別要介護度別認定者状況	31
5	年度末別要介護度別認定者状況(平成12年度末～17年度末)	33

6	年度末別要介護度別認定者状況(平成18年度末～27年度末)	34
7	年度末・月別認定率	36
8	行政区別 要介護度別認定者状況	38
V	保険給付等	39
1	月別介護サービス利用者状況	41
	(1)居宅(介護予防)サービス利用者数	41
	(2)地域密着型(介護予防)サービス利用者数	42
	(3)施設別介護サービス利用者数	43
	(4)要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合	44
2	年度別介護サービス利用者状況	45
	(1)居宅介護(介護予防)サービス利用者数	45
	(2)地域密着型(介護予防)サービス利用者数	45
	(3)施設別介護サービス利用者数	46
3	保険給付費審査年度別・月別支給額	47
	(1)平成12～17年度 年度別支給額	47
	(2)平成27年度月別支給額及び平成18～26年度支給額	48
4	負担割合証交付状況	55
5	高額介護(予防)サービス費支給状況	55
6	高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況	55
7	減免認定状況	55
	(1)食費・居住費に係る負担額限度額認定	55
	(2)利用者負担減額・免除認定	55
	(3)介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定	55
8	居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率	56
9	一般施策	58
	(1)社会福祉法人による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置事業	58
	(2)障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業	58
VI	地域支援事業	59
1	介護予防事業	61
2	包括的支援事業	63
	(1)地域包括支援センターの設置状況	63
	(2)総合相談支援、権利擁護業務	64
	(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	64
	(4)認知症地域支援推進員の配置	65

(5)生活支援サービス体制整備	66
(6)在宅医療・介護連携推進	66
3 任意事業	67
(1)認知症対策推進事業	67
(2)家族介護慰労事業	68
(3)シルバーハウジング生活援助員派遣事業	68
(4)徘徊高齢者家族支援サービス事業	68
(5)高齢者向けグループハウス運営事業	69
(6)高齢者自立支援型食事サービス事業	69
(7)住宅改造相談事業	69
(8)家族介護用品支給事業	69
(9)介護マーク普及事業	69
(10)住宅改修支援事業	70
(11)介護相談員派遣事業	70
(12)介護給付適正化事業	70
(13)成年後見制度利用支援事業	71
(14)高齢者緊急一時保護事業	71
(15)権利擁護推進事業	71
VII その他	73
1 広報活動	75
(1)パンフレットの作成・配布	75
(2)保険料のしおり	75
(3)介護保険だよりの発行	75
(4)市報あまがさきへの掲載	75
(5)市民への説明(市政出前講座)等	75
(6)ホームページへの掲載	75
2 苦情相談件数	75
3 相談・苦情への対応	76
(1)要介護認定、保険料徴収について	76
(2)サービスの利用について	76
4 尼崎市内 介護保険事業所数	77
(1)介護保険事業所数	77
(2)市内の介護保険施設	78

5	尼崎市地域包括支援センター運営部会	79
	(1)設置年月日	79
	(2)設置目的	79
	(3)組織	79
	(4)所掌事項	79
	(5)平成27年度開催回数	79
	(6)地域包括支援センターについて	79
6	尼崎市地域密着型サービス運営部会	80
	(1)設置年月日	80
	(2)設置目的	80
	(3)組織	80
	(4)所掌事項	80
	(5)平成27年度開催回数	80
7	尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	81
	(1)設置年月日	81
	(2)設置目的	81
	(3)組織	81
	(4)所掌事項	81
	(5)平成27年度開催回数	81
8	尼崎居宅介護支援事業連絡会	82
	(1)設立	82
	(2)目的	82
	(3)会員数	82
	(4)主な活動内容	82
VIII	財政・条例等	83
1	財政	85
	(1)平成27年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)	85
	(2)平成28年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)	86
	(3)介護保険事業に係る基金の状況	87
2	条例等	88
	(1)尼崎市介護保険条例	88
	(2)尼崎市介護保険規則	103
	(3)尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の 人員、設備及び運営の基準等を定める条例	107

I 一般狀況

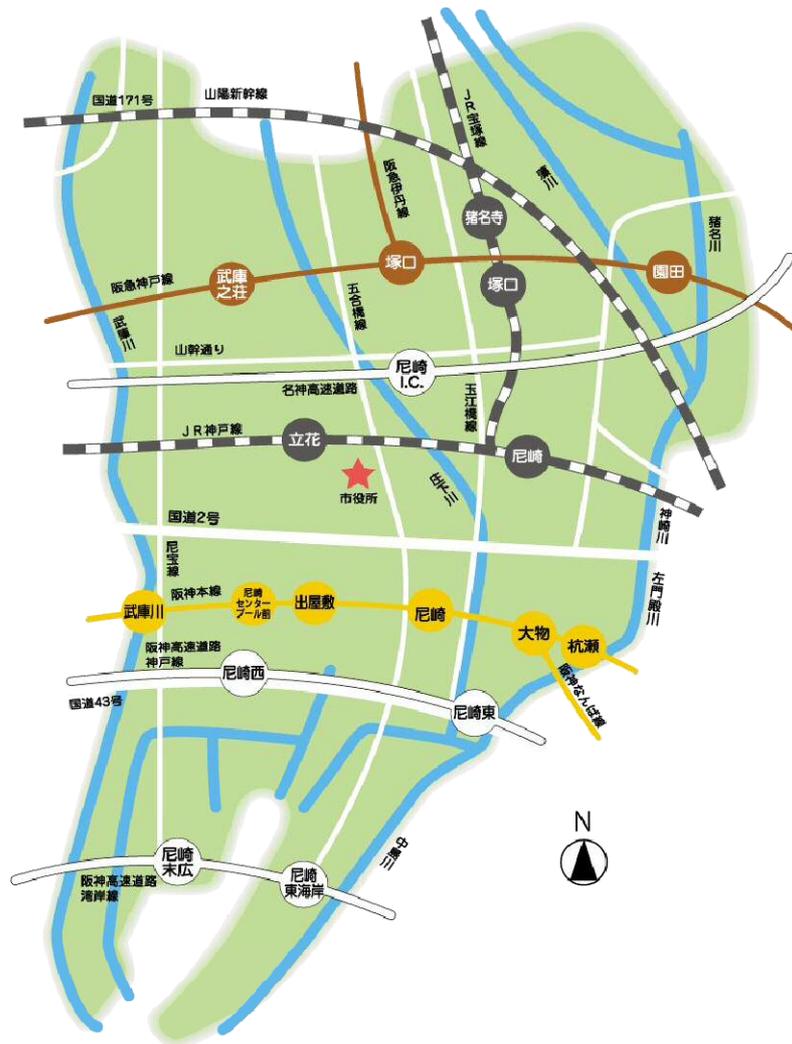
1 市勢

(1) 尼崎市の沿革

1916年	(大正5年)	市制の施行
1936年	(昭和11年)	小田村と解消合併
1942年	(昭和17年)	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	(昭和22年)	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

(2) 尼崎市の位置及び面積

阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.72平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。



2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移(住民基本台帳人口) ※平成24年以前は外国籍を含まない。

(単位:人)

区 分	平成12年3月末		平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	466,380	100.0%	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%
40歳以上	238,442	51.1%	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%
65歳以上	74,659	16.0%	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%
75歳以上	28,088	6.0%	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%
65歳以上に占める割合	37.6%	—	37.9%	—	38.4%	—	38.6%	—

区 分	平成16年3月末		平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,082	100.0%	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%
40歳以上	241,651	52.3%	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%
65歳以上	85,686	18.5%	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%
75歳以上	33,938	7.3%	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%
65歳以上に占める割合	39.6%	—	40.3%	—	40.7%	—	41.0%	—

区 分	平成20年3月末		平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	458,603	100.0%	459,933	100.0%	460,245	100.0%	458,754	100.0%
40歳以上	249,161	54.3%	252,580	54.9%	255,924	55.6%	258,730	56.4%
65歳以上	97,962	21.4%	101,276	22.0%	103,862	22.6%	104,695	22.8%
75歳以上	40,854	8.9%	42,603	9.3%	44,780	9.7%	47,163	10.3%
65歳以上に占める割合	41.7%	—	42.1%	—	43.1%	—	45.0%	—

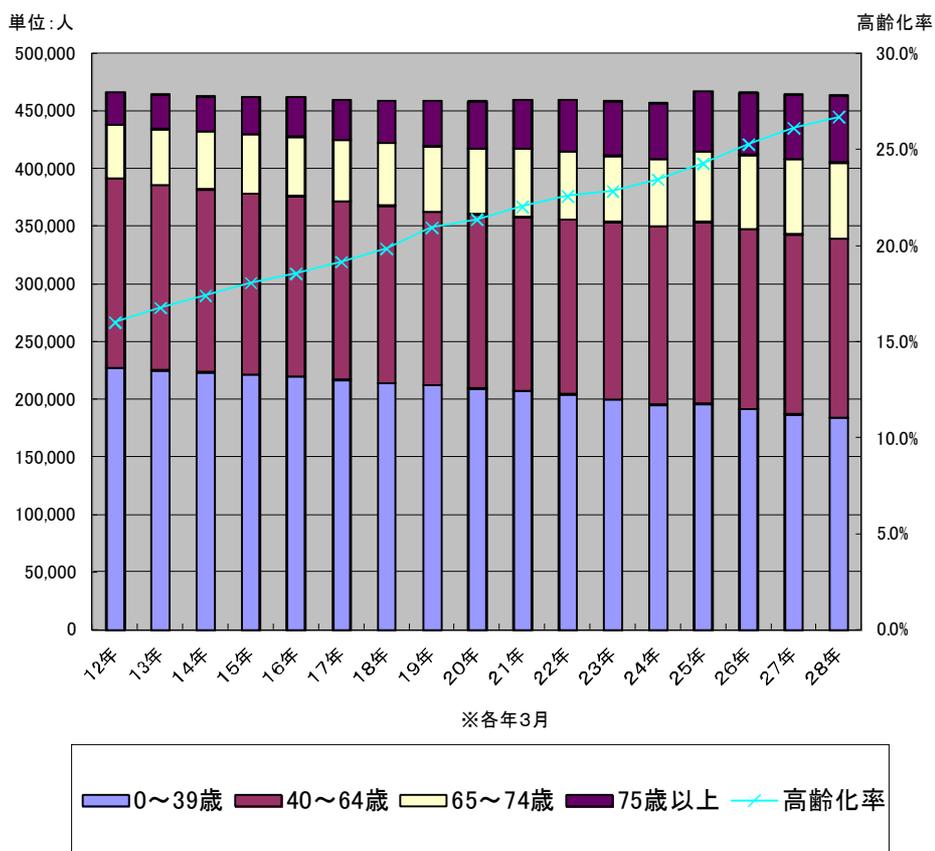
区 分	平成24年3月末		平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	457,216	100.0%	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%
40歳以上	261,433	57.2%	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%
65歳以上	107,140	23.4%	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%
75歳以上	49,111	10.7%	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%
65歳以上に占める割合	45.8%	—	46.0%	—	45.8%	—	46.0%	—

区 分	平成28年3月末B		前年度末比
	人数	割合	B/A
総人口	463,662	100.0%	99.8%
40歳以上	279,352	60.2%	100.8%
65歳以上	123,772	26.7%	102.1%
75歳以上	58,228	12.6%	104.3%
65歳以上に占める割合	47.0%	—	—

(2) 行政区別高齢化率(平成28年3月31日現在 住民基本台帳人口) (単位:人)

区 分	全市	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田
総人口	463,662	53,737	75,921	54,784	108,888	77,155	93,177
40歳以上人口	279,352	34,104	46,639	34,666	65,304	45,025	53,614
65歳以上人口	123,772	15,763	21,406	16,942	28,405	18,998	22,258
75歳以上人口	58,228	7,570	10,538	8,416	13,059	8,655	9,990
高齢化率	26.7%	29.3%	28.2%	30.9%	26.1%	24.6%	23.9%

※ 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。



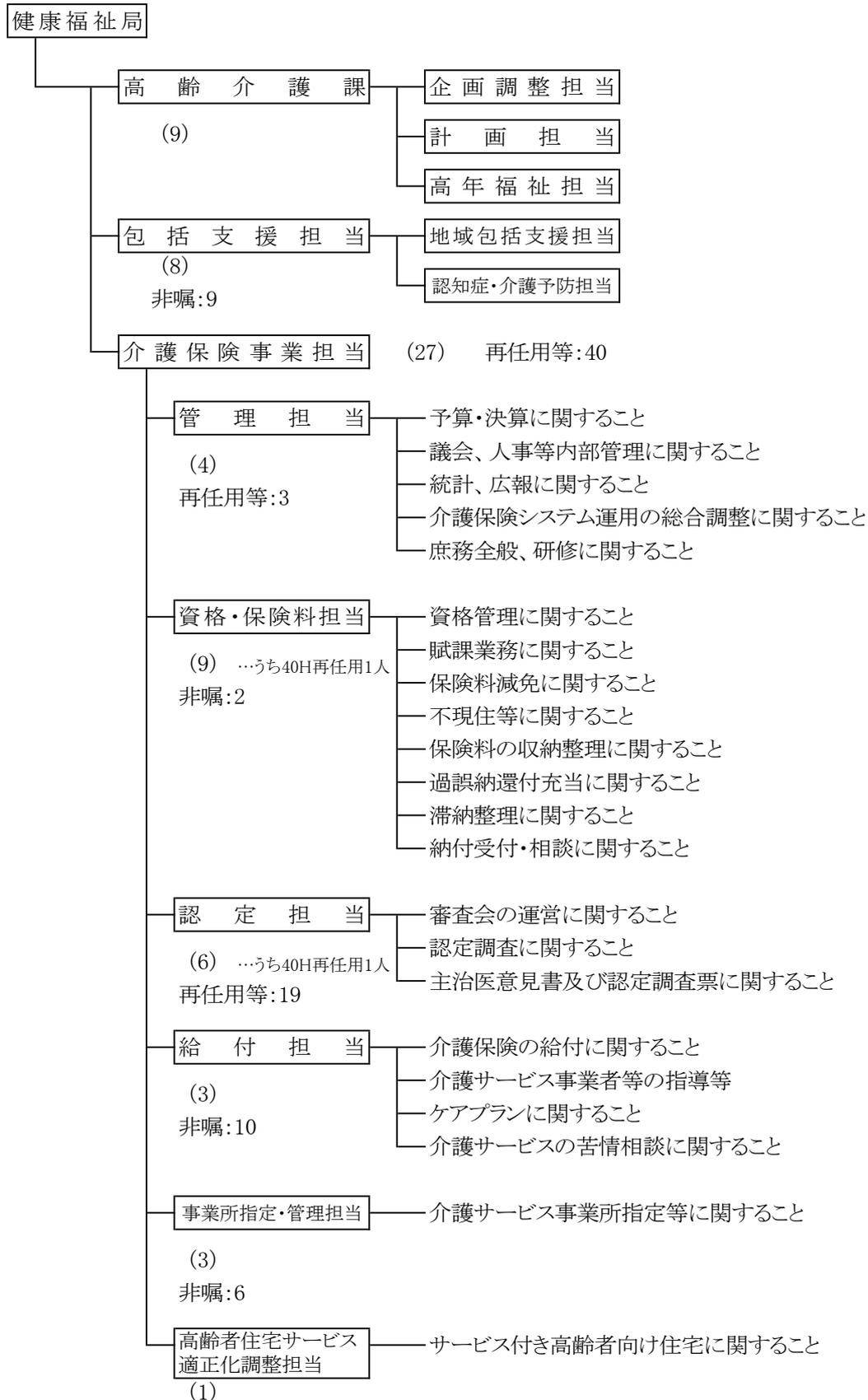
3 介護保険制度のあゆみ

	国	市
H 9 . 12 . 17	介護保険法(法律第123号)公布	
H 10 . 4 . 1		介護保険準備室設置
H 10 . 4 . 10	介護支援専門員に関する省令	
H 10 . 8 . 1		高齢者等に関する実態調査実施
H 10 . 8 . 24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H 11 . 4 . 1		介護保険課設置
H 11 . 8 . 26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H 11 . 9 . 13		要支援・要介護認定申請受付開始
H 11 . 10 . 1		準備要支援・要介護認定審査開始
H 12 . 2 . 3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H 12 . 2 . 10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H 12 . 2 . 21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H 12 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H 12 . 3 . 24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H 12 . 4 . 1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H 12 . 9 . 11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H 12 . 10 . 1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H 14 . 8 . 1		介護相談員派遣事業実施
H 15 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 15 . 4 . 1		尼崎市介護保険条例改正
H 16 . 6 . 1		いきいき100万歩運動実施
H 17 . 10 . 1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H 18 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 18 . 4 . 1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行、
H 21 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 21 . 4 . 1	介護保険法改正(介護報酬3%引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H 24 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 24 . 4 . 1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H 25 . 4 . 1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H 26 . 4 . 1	介護保険法改正(地域包括支援センター、居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H 27 . 3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H 27 . 4 . 1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正

4 組織図と事務分掌

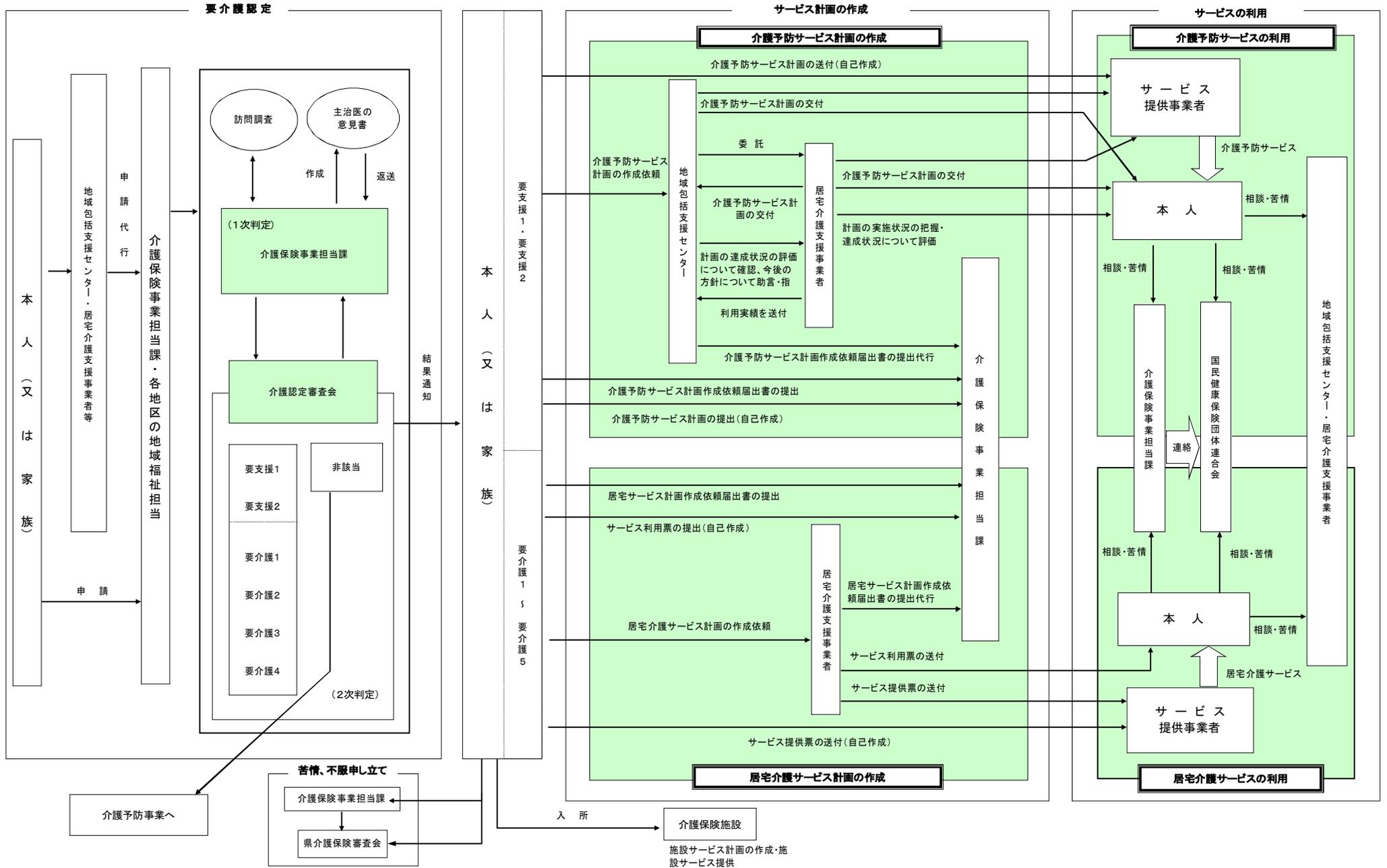
組織図(平成28年4月1日現在)

※ ()内は職員数



※ 健康増進課、生活支援相談課において地域支援事業の一部を実施している。

5 介護サービス利用手順



Ⅲ 被保險者

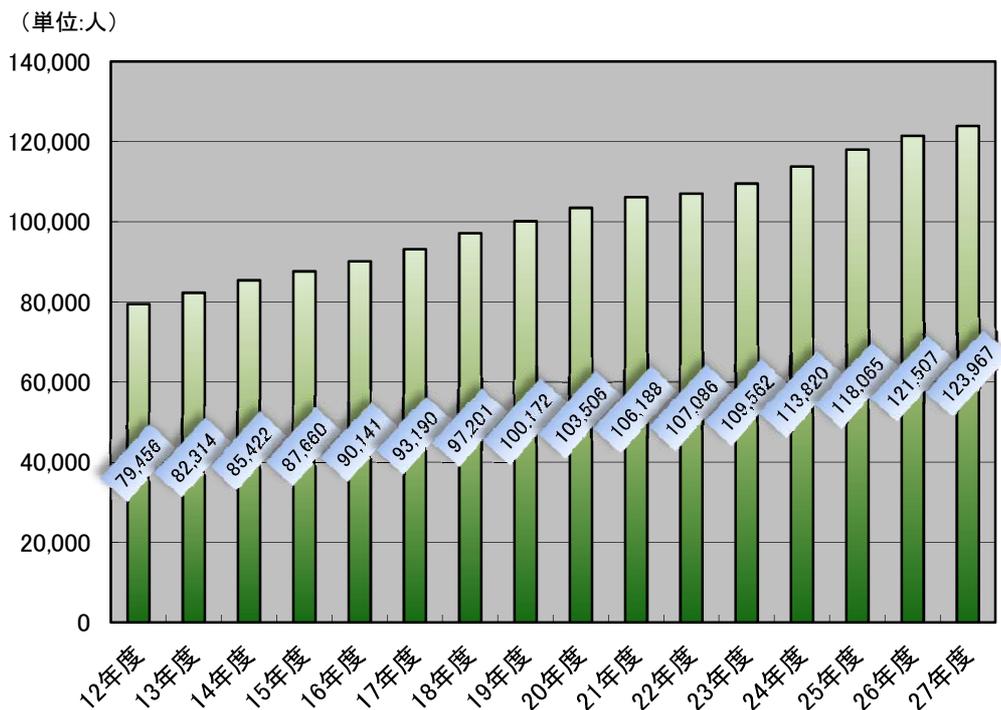
1 第1号被保険者数の年度別推移

(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12年度	79,456	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13年度	82,314	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14年度	85,422	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15年度	87,660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16年度	90,141	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度A	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度B	123,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
前年度比 B/A	102.0%	88.1%	87.7%	—	102.5%	102.1%	45.9%	98.6%	162.5%	77.8%

注) 被保険者数は年度末現在の人数

第1号被保険者数の年度別推移



2 第1号被保険者数の月別推移

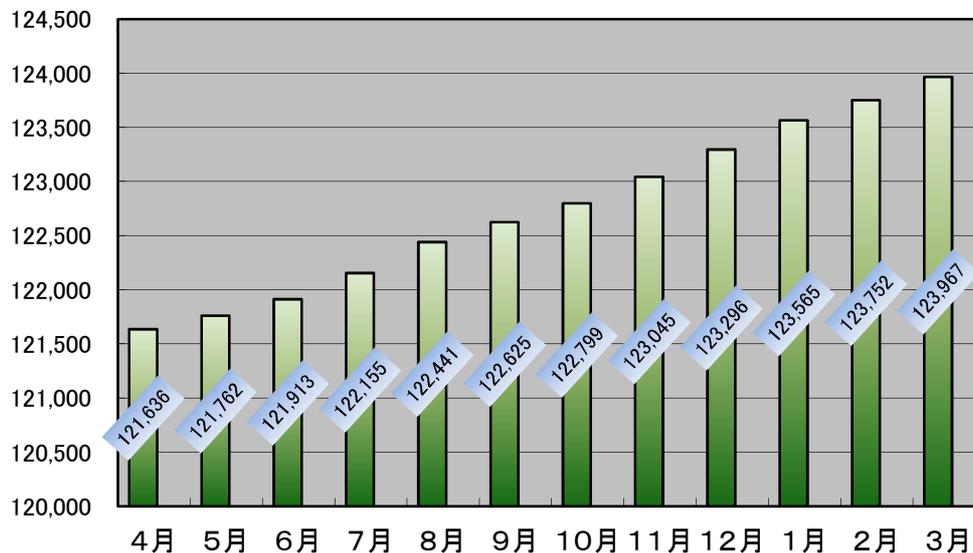
(単位:人)

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外 非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外 該当	その他
4月	121,636	85	511	0	7	102	33	338	0	1
5月	121,762	77	470	1	6	93	0	334	1	0
6月	121,913	70	494	0	5	91	0	325	1	1
7月	122,155	77	546	0	9	75	1	312	1	1
8月	122,441	63	588	0	4	59	0	308	1	1
9月	122,625	68	526	0	3	83	0	327	1	2
10月	122,799	82	567	1	9	89	2	388	2	4
11月	123,045	64	606	2	6	103	1	325	2	1
12月	123,296	79	585	0	6	75	1	340	2	1
1月	123,565	69	696	0	4	81	0	418	1	0
2月	123,752	54	587	0	8	67	1	392	1	1
3月	123,967	89	599	0	14	76	0	410	0	1
合計	-	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14

注) 被保険者数は月末現在の人数

第1号被保険者数の月別推移

(単位:人)



3 行政区別 年齢別第1号被保険者数

(単位:人)

地区 年齢	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外	合計
65歳～74歳	8,175	10,860	8,523	15,342	10,341	12,262	64	65,567
75歳以上	7,529	10,433	8,398	13,026	8,648	9,949	417	58,400
合計	15,704	21,293	16,921	28,368	18,989	22,211	481	123,967

注) 年度末現在被保険者台帳による人数

Ⅲ 保險料

1 年度別保険料(年額)の推移

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度(予定))

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第5段階	・世帯のどれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第6段階	・世帯のどれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.333	85,458
		H25 1.417	90,804
		H26 1.500	96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化 平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。軽減後の**第1段階**の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と 合計所得金額の合計が80万円を超え120万円 以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料(平成21年度～平成23年度)の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、 本人は市民税非課税であり、本人の課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税の人	0.5	28,484
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の人	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の人	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の人	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得 金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の()内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合(介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合)の金額です。

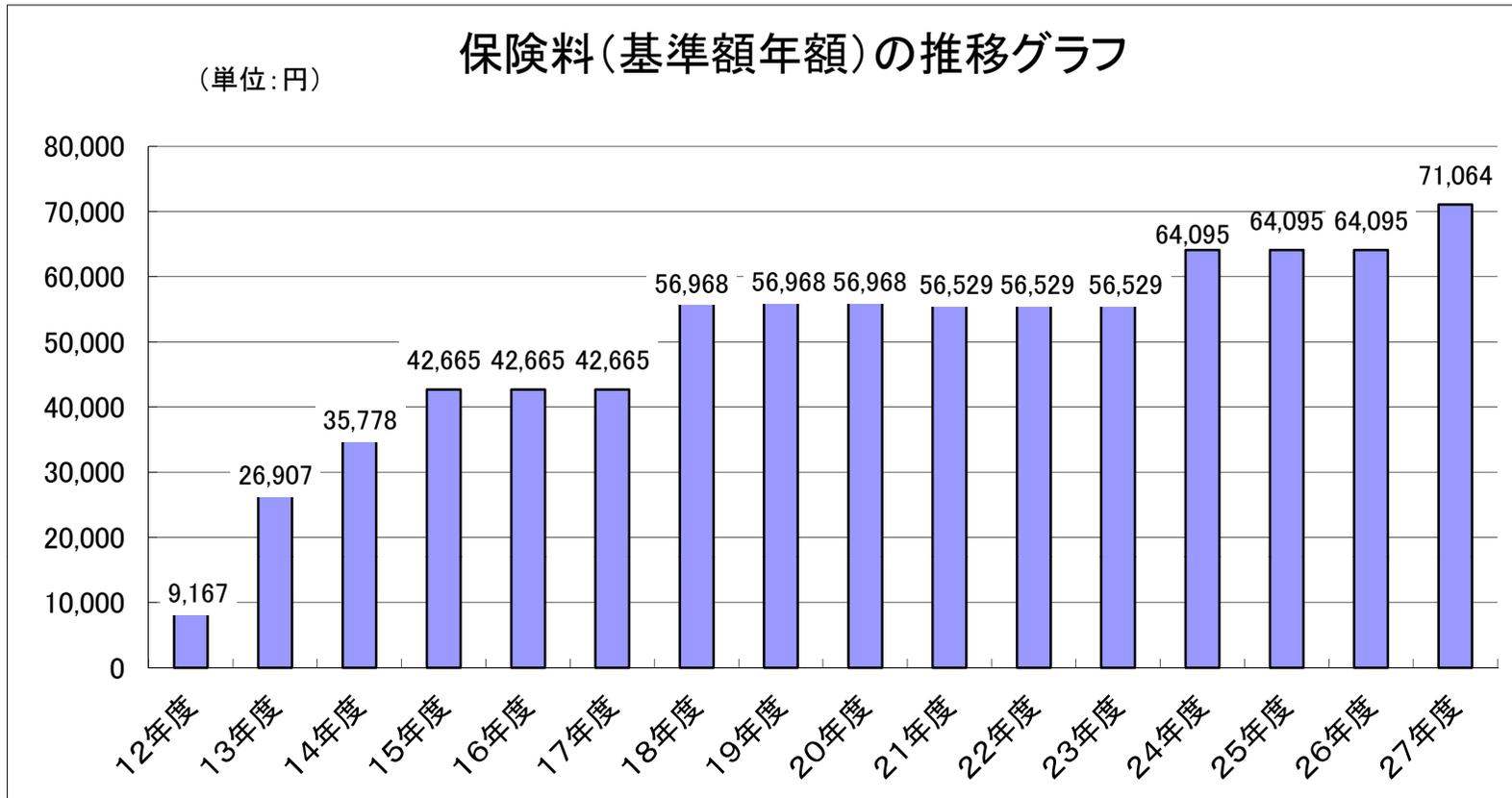
平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金 収入と合計所得金額の合計が80万円 以下の場合	0.625	35,605
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、 第2段階以外の場合	0.75	42,726
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されて いるが、本人は市民税非課税の場合	1.0 (基準額)	56,968
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が200万円以上400万円未満 の場合	1.5	85,452
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が400万円以上600万円未満 の場合	1.625	92,573
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得 金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来 of 段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世 帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第3段階	・世帯のだれかに市民税が課税 されているが、本人は市民税 非課税の場合	1.0 (基準額)	9,167	26,907	35,778	42,665
第4段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円未満の場合 (平成14年度まで250万円未満)	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計 所得金額が200万円以上の場合 (平成14年度まで250万円以上)	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。



* 保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担

* 平成21～平成23年度の基準額 56,529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57,347円。

2 保険料収納状況

(1) 全般

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成26年度	特別徴収	107,979	6,339,091,448	107,979	6,339,091,448	0	0	100.00
	普通徴収	24,803	947,637,188	22,162	804,743,408	3,911	142,893,780	84.92
	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
平成27年度	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
前年度比	特別徴収	102.45%	112.47%	102.45%	112.47%	0.00%	0.00%	100.00%
	普通徴収	94.95%	103.43%	94.91%	103.68%	93.02%	102.02%	100.24%
	合 計	101.05%	111.30%	101.16%	111.48%	93.02%	102.02%	100.17%

※ 各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

年 度	内 訳	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成26年度		5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度		5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
前年度比		100.48%	102.98%	101.07%	102.96%	105.21%	105.43%	98.07%	101.15%	99.91%

※ 3月末現在

- ・ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。
そのため、収納と未納の人数の計と調定人数とは一致しない。
- ・ 人数について、年度途中で徴収方法が変更になった場合、
特別徴収と普通徴収の両方がある場合についてはそれぞれにカウントしている。

口座振替加入率 20.97 % (前年度 20.51%)

減免	合 計	542 件	8,220,994 円	(前年度 1,707件 16,112,755円)	
(内訳)	被 災	12 件	527,797 円	所得激減	228 件 3,445,220 円
	生活困窮	255 件	3,348,777 円	制度的	0 件 0 円
	そ の 他	47 件	899,200 円		

(2) 平成12年度～25年度収納状況

(単位:人数(人)、金額(円))

徴収区分	内 訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成12年度	特別徴収	58,857	533,989,854	58,857	533,989,854	0	0	100.00
	普通徴収	22,288	171,284,841	20,455	155,565,992	2,787	15,718,849	90.82
	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
平成13年度	特別徴収	63,340	1,594,989,234	63,340	1,594,989,234	0	0	100.00
	普通徴収	29,820	526,036,302	27,720	478,776,837	3,347	47,259,465	91.02
	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
平成14年度	特別徴収	66,283	2,174,091,664	66,283	2,174,091,664	0	0	100.00
	普通徴収	29,122	713,010,245	26,960	647,600,138	3,336	65,410,107	90.83
	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
平成15年度	特別徴収	69,092	2,707,943,771	69,092	2,707,943,771	0	0	100.00
	普通徴収	29,193	843,851,168	26,793	759,172,003	3,665	84,679,165	89.97
	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
平成16年度	特別徴収	71,504	2,797,943,723	71,504	2,797,943,723	0	0	100.00
	普通徴収	28,747	826,212,911	26,345	740,532,274	3,575	85,680,637	89.63
	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
平成17年度	特別徴収	73,907	2,876,508,433	73,907	2,876,508,433	0	0	100.00
	普通徴収	29,497	842,637,012	27,041	754,510,903	3,676	88,126,109	89.54
	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
平成18年度	特別徴収	81,413	4,203,648,431	81,413	4,203,648,431	0	0	100.00
	普通徴収	31,283	1,079,284,521	28,467	955,349,705	4,184	123,934,816	88.52
	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
平成19年度	特別徴収	87,932	4,757,703,053	87,932	4,757,703,053	0	0	100.00
	普通徴収	22,055	768,140,492	19,496	648,919,896	3,721	119,220,596	84.48
	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
平成20年度	特別徴収	90,655	4,892,404,891	90,655	4,892,404,891	0	0	100.00
	普通徴収	22,164	797,618,555	19,554	671,228,184	3,869	126,390,371	84.15
	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
平成21年度	特別徴収	94,073	4,973,529,225	94,073	4,973,529,225	0	0	100.00
	普通徴収	21,887	768,123,337	19,290	643,165,330	3,821	124,958,007	83.73
	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
平成22年度	特別徴収	96,079	5,075,152,572	96,079	5,075,152,572	0	0	100.00
	普通徴収	20,310	715,692,857	17,946	599,510,518	3,506	116,182,339	83.77
	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
平成23年度	特別徴収	97,058	5,122,275,644	97,058	5,122,275,644	0	0	100.00
	普通徴収	20,899	709,017,502	18,489	595,883,204	3,520	113,134,298	84.04
	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
平成24年度	特別徴収	100,231	5,888,502,235	100,231	5,888,502,235	0	0	100.00
	普通徴収	23,857	907,624,337	21,230	770,361,152	3,867	137,263,185	84.88
	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
平成25年度	特別徴収	104,138	6,118,814,654	104,138	6,118,814,654	0	0	100.00
	普通徴収	24,509	935,766,233	21,839	794,442,520	3,881	141,323,713	84.90
	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00

※各年度分とも翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内 訳 年 度	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	4,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47

※3月末現在

※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から掲載

(3) 行政区別

現年度分

内 訳 行政区	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	17,032	986,783,588	16,635	965,796,723	564	20,986,865	97.87
小 田	23,029	1,359,468,145	22,618	1,334,979,442	592	24,488,703	98.20
大 庄	18,350	1,061,494,043	17,985	1,041,460,219	532	20,033,824	98.11
立 花	30,610	1,894,220,358	30,087	1,863,151,989	761	31,068,369	98.36
武 庫	20,545	1,277,497,866	20,154	1,254,839,499	541	22,658,367	98.23
園 田	23,976	1,501,986,135	23,549	1,475,467,225	639	26,518,910	98.23
市 外	628	28,423,944	627	28,393,567	9	30,377	99.89
合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20

※ 翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内 訳 行政区	調 定		収 納		不納欠損		翌年度繰越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
中 央	803	42,357,143	210	5,458,290	483	16,508,336	537	20,390,517	12.89
小 田	857	48,928,830	226	5,536,682	510	19,302,368	562	24,089,780	11.32
大 庄	695	38,096,341	164	3,248,166	416	15,411,182	473	19,436,993	8.53
立 花	1,069	58,703,556	282	6,867,849	622	22,433,763	723	29,401,944	11.70
武 庫	704	40,597,155	179	3,673,701	418	15,836,309	497	21,087,145	9.05
園 田	918	51,998,171	262	6,736,421	536	20,022,651	603	25,239,099	12.96
市 外	13	33,658	4	15,340	2	1,282	7	17,036	45.58
合 計	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23

※ 3月末現在の調定収納状況を翌年度5月末現在の住所地により行政区別に分類

- ・滞納繰越分の人数については、最終期別の行政区での実人数にて計上しています。

(4) 所得段階別

現年度分

(単位:人数(人)、金額(円))

段階	内 訳	調 定		収 納		未 納		収納率 (%)
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1	特徴	24,476	740,865,674	24,476	740,865,674	0	0	100.00
	普徴	10,831	298,801,239	9,740	262,180,862	1,643	36,620,377	87.74
	計	35,307	1,039,666,913	34,216	1,003,046,536	1,643	36,620,377	96.48
2	特徴	10,348	485,060,998	10,348	485,060,998	0	0	100.00
	普徴	676	20,453,482	577	16,293,811	133	4,159,671	79.66
	計	11,024	505,514,480	10,925	501,354,809	133	4,159,671	99.18
3	特徴	10,356	527,574,416	10,356	527,574,416	0	0	100.00
	普徴	878	28,391,063	758	22,343,328	167	6,047,735	78.70
	計	11,234	555,965,479	11,114	549,917,744	167	6,047,735	98.91
4	特徴	14,275	860,735,667	14,275	860,735,667	0	0	100.00
	普徴	3,551	156,975,048	3,164	131,340,938	531	25,634,110	83.67
	計	17,826	1,017,710,715	17,439	992,076,605	531	25,634,110	97.48
5	特徴	11,242	778,748,861	11,242	778,748,861	0	0	100.00
	普徴	608	24,064,376	543	19,514,591	92	4,549,785	81.09
	計	11,850	802,813,237	11,785	798,263,452	92	4,549,785	99.43
6	特徴	12,717	1,028,861,569	12,717	1,028,861,569	0	0	100.00
	普徴	2,218	121,961,838	1,860	92,804,396	470	29,157,442	76.09
	計	14,935	1,150,823,407	14,577	1,121,665,965	470	29,157,442	97.47
7	特徴	1,058	89,820,434	1,058	89,820,434	0	0	100.00
	普徴	126	7,046,072	107	5,342,927	25	1,703,145	75.83
	計	1,184	96,866,506	1,165	95,163,361	25	1,703,145	98.24
8	特徴	12,597	1,105,764,486	12,597	1,105,764,486	0	0	100.00
	普徴	1,656	93,288,844	1,476	76,868,837	263	16,420,007	82.40
	計	14,253	1,199,053,330	14,073	1,182,633,323	263	16,420,007	98.63
9	特徴	7,093	710,363,651	7,093	710,363,651	0	0	100.00
	普徴	1,427	89,827,013	1,298	77,099,398	201	12,727,615	85.83
	計	8,520	800,190,664	8,391	787,463,049	201	12,727,615	98.41
10	特徴	2,780	315,407,712	2,780	315,407,712	0	0	100.00
	普徴	617	45,453,809	584	41,392,211	51	4,061,598	91.06
	計	3,397	360,861,521	3,364	356,799,923	51	4,061,598	98.87
11	特徴	1,658	202,256,214	1,658	202,256,214	0	0	100.00
	普徴	430	36,888,007	410	34,119,666	34	2,768,341	92.50
	計	2,088	239,144,221	2,068	236,375,880	34	2,768,341	98.84
12	特徴	651	84,905,581	651	84,905,581	0	0	100.00
	普徴	169	16,488,913	163	15,865,629	12	623,284	96.22
	計	820	101,394,494	814	100,771,210	12	623,284	99.39
13	特徴	390	54,504,057	390	54,504,057	0	0	100.00
	普徴	85	8,413,575	85	8,122,117	3	291,458	96.54
	計	475	62,917,632	475	62,626,174	3	291,458	99.54
14	特徴	979	144,893,284	979	144,893,284	0	0	100.00
	普徴	278	32,058,196	270	31,037,349	13	1,020,847	96.82
	計	1,257	176,951,480	1,249	175,930,633	13	1,020,847	99.42
合計	特徴	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普徴	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20

※ 各翌年度5月末現在

滞納繰越分

(単位:人数(人)、金額(円))

内訳 段階	調 定		収 納		不 納 欠 損		翌 年 度 繰 越		収納率 (%)
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	
1 段 階	675	14,106,492	175	2,210,905	350	7,011,171	374	4,884,416	15.67
2 段 階	1,713	85,267,031	368	7,212,828	1,133	35,010,555	1,254	43,043,648	8.46
3 段 階	193	8,617,620	62	1,391,055	122	3,507,986	113	3,718,579	16.14
4 段 階	242	12,179,003	64	1,457,723	153	5,000,151	151	5,721,129	11.97
5 段 階	690	46,865,581	192	5,182,264	421	18,000,253	499	23,683,064	11.06
6 段 階	130	8,021,477	49	1,000,568	69	3,066,176	80	3,954,733	12.47
7 段 階	709	52,837,102	215	6,594,958	392	19,365,266	480	26,876,878	12.48
8 段 階	340	23,845,084	91	2,619,077	173	8,626,583	225	12,599,424	10.98
9 段 階	301	23,071,700	88	2,620,719	146	8,291,225	188	12,159,756	11.36
10 段 階	35	2,690,822	10	295,757	15	858,986	21	1,536,079	10.99
11 段 階	31	3,212,942	13	950,595	13	777,539	17	1,484,808	29.59
合 計	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23

※ 3月末現在

※ 収納の人数については、一部でも収納した人をカウントしている。
そのため、収納と未納の人数の計上と調定人数とは一致しない。

IV 認定審査

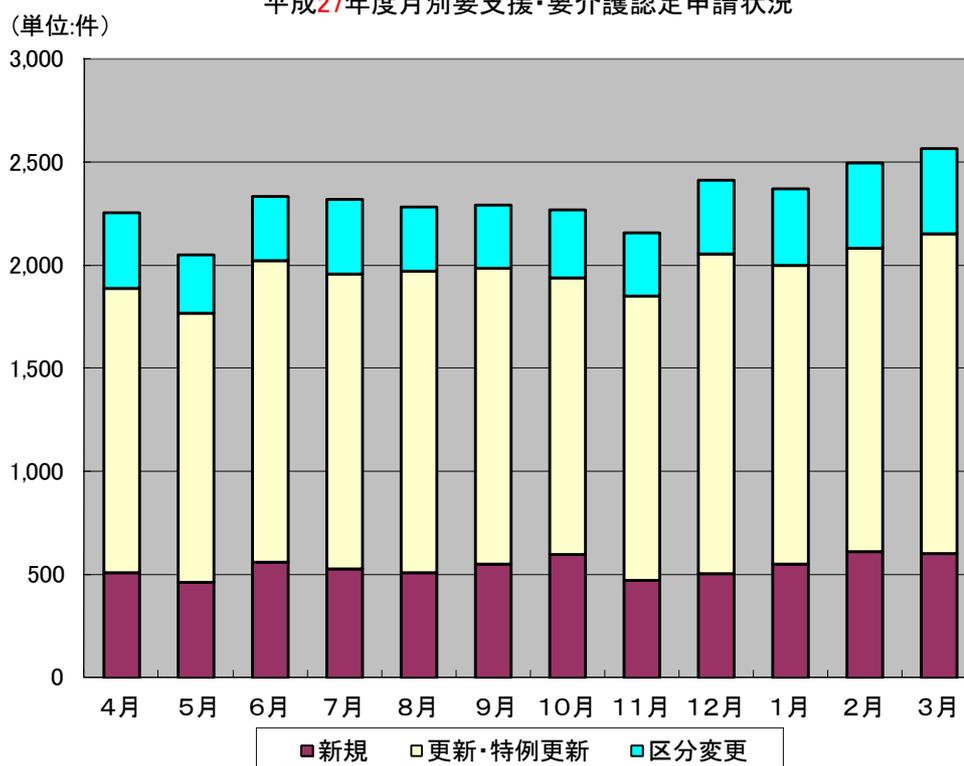
1 介護認定審査会

項目	内容
合議体数	20合議体
委員数及び内訳	163人（医療 111人・保健 23人・福祉 29人）（平成28年3月31日現在）
1回の審査件数	原則1回 55件
開催日時	月曜～金曜 2開催 午後1時～
審査会開催数	計 476回（H26年度481回）
認定処理件数	計26,731件（介護扶助にかかる審査判定件数300件を除く H26年度26,300件）

2 月別要支援・要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
4月	2,258	510	1,378	370
5月	2,050	462	1,305	283
6月	2,335	560	1,466	309
7月	2,323	527	1,433	363
8月	2,283	511	1,462	310
9月	2,294	551	1,437	306
10月	2,272	599	1,341	332
11月	2,158	473	1,381	304
12月	2,416	505	1,550	361
1月	2,372	552	1,447	373
2月	2,499	611	1,475	413
3月	2,568	604	1,551	413
合計	27,828	6,465	17,226	4,137

平成27年度月別要支援・要介護認定申請状況

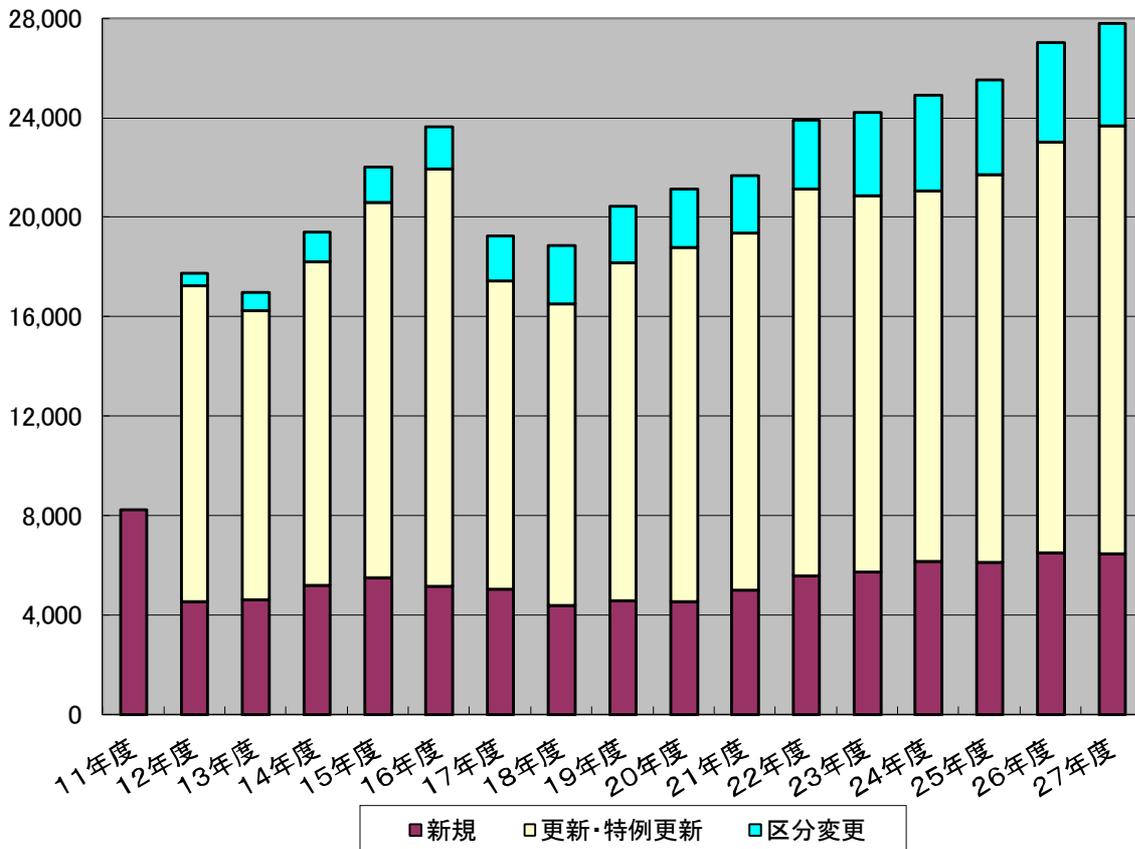


3 年度別要支援・要介護認定申請状況

	申請 件数	申請区分		
		新規	更新・特例更新	区分変更
11年度	8,250	8,250	0	0
12年度	17,760	4,558	12,688	514
13年度	16,989	4,641	11,617	731
14年度	19,414	5,202	13,021	1,191
15年度	22,053	5,516	15,084	1,453
16年度	23,642	5,176	16,796	1,670
17年度	19,279	5,052	12,397	1,830
18年度	18,888	4,417	12,119	2,352
19年度	20,477	4,591	13,582	2,304
20年度	21,161	4,559	14,246	2,356
21年度	21,678	5,038	14,328	2,312
22年度	23,939	5,601	15,533	2,805
23年度	24,247	5,741	15,161	3,345
24年度	24,918	6,175	14,903	3,840
25年度	25,525	6,139	15,609	3,777
26年度	27,059	6,529	16,528	4,002
27年度	27,828	6,465	17,226	4,137

(単位:件)

年度別要支援・要介護認定申請状況



4 月別要介護度別認定者状況

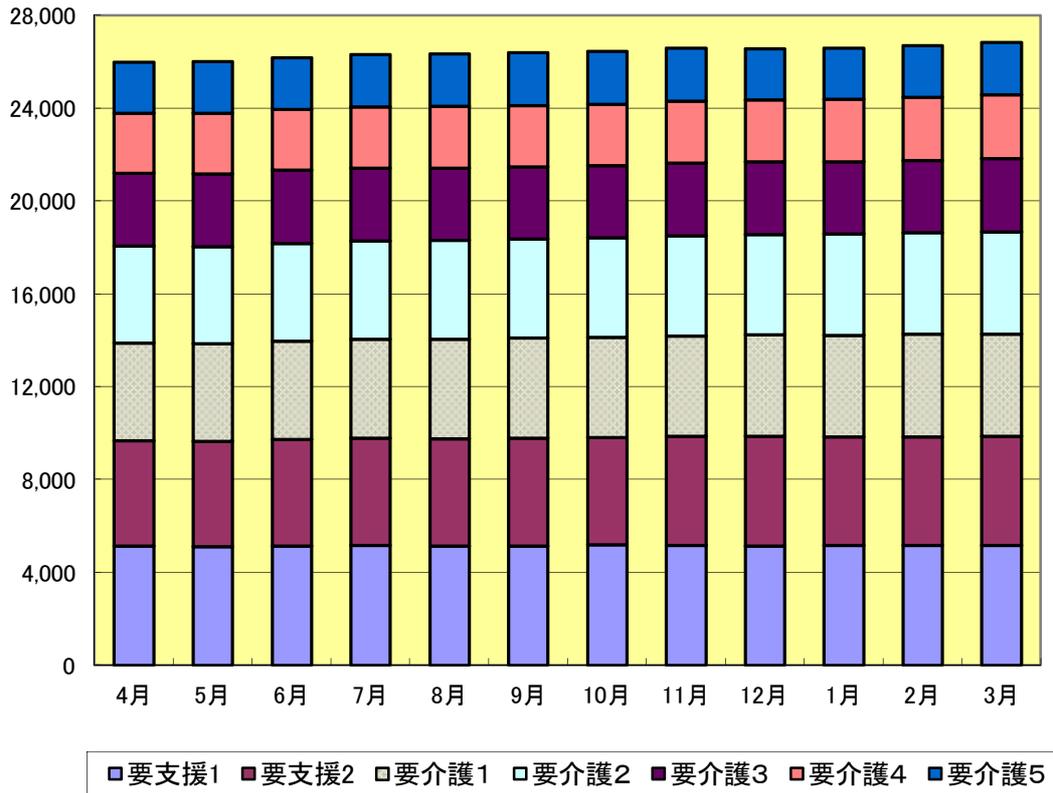
(単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	5,087	4,427	4,129	4,072	3,035	2,532	2,117	25,399
	65歳～74歳	892	885	558	695	455	377	319	4,181
	75歳以上	4,195	3,542	3,571	3,377	2,580	2,155	1,798	21,218
	第2号	56	111	68	126	86	58	91	596
	小計	5,143	4,538	4,197	4,198	3,121	2,590	2,208	25,995
5月末	第1号	5,052	4,419	4,154	4,058	3,041	2,544	2,138	25,406
	65歳～74歳	902	878	559	696	457	374	315	4,181
	75歳以上	4,150	3,541	3,595	3,362	2,584	2,170	1,823	21,225
	第2号	60	116	64	126	87	57	92	602
	小計	5,112	4,535	4,218	4,184	3,128	2,601	2,230	26,008
6月末	第1号	5,084	4,463	4,189	4,082	3,057	2,548	2,151	25,574
	65歳～74歳	916	889	550	715	455	381	313	4,219
	75歳以上	4,168	3,574	3,639	3,367	2,602	2,167	1,838	21,355
	第2号	56	120	62	127	89	59	86	599
	小計	5,140	4,583	4,251	4,209	3,146	2,607	2,237	26,173
7月末	第1号	5,105	4,501	4,218	4,101	3,037	2,579	2,154	25,695
	65歳～74歳	911	900	561	699	463	383	316	4,233
	75歳以上	4,194	3,601	3,657	3,402	2,574	2,196	1,838	21,462
	第2号	56	120	59	133	91	61	88	608
	小計	5,161	4,621	4,277	4,234	3,128	2,640	2,242	26,303
8月末	第1号	5,078	4,522	4,222	4,128	3,027	2,585	2,176	25,738
	65歳～74歳	907	909	569	707	460	375	318	4,245
	75歳以上	4,171	3,613	3,653	3,421	2,567	2,210	1,858	21,493
	第2号	50	119	62	129	92	61	87	600
	小計	5,128	4,641	4,284	4,257	3,119	2,646	2,263	26,338
9月末	第1号	5,104	4,518	4,252	4,141	3,026	2,588	2,192	25,821
	65歳～74歳	903	906	575	711	456	373	312	4,236
	75歳以上	4,201	3,612	3,677	3,430	2,570	2,215	1,880	21,585
	第2号	47	116	58	127	86	64	89	587
	小計	5,151	4,634	4,310	4,268	3,112	2,652	2,281	26,408
10月末	第1号	5,138	4,525	4,255	4,164	3,024	2,577	2,181	25,864
	65歳～74歳	898	908	567	711	465	371	308	4,228
	75歳以上	4,240	3,617	3,688	3,453	2,559	2,206	1,873	21,636
	第2号	46	115	61	129	85	63	87	586
	小計	5,184	4,640	4,316	4,293	3,109	2,640	2,268	26,450
11月末	第1号	5,128	4,570	4,276	4,176	3,064	2,603	2,181	25,998
	65歳～74歳	915	915	573	712	478	370	308	4,271
	75歳以上	4,213	3,655	3,703	3,464	2,586	2,233	1,873	21,727
	第2号	51	113	57	129	85	63	84	582
	小計	5,179	4,683	4,333	4,305	3,149	2,666	2,265	26,580
12月末	第1号	5,095	4,601	4,316	4,209	3,033	2,607	2,133	25,994
	65歳～74歳	909	920	593	732	463	370	300	4,287
	75歳以上	4,186	3,681	3,723	3,477	2,570	2,237	1,833	21,707
	第2号	53	113	55	129	86	63	82	581
	小計	5,148	4,714	4,371	4,338	3,119	2,670	2,215	26,575

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	5,103	4,582	4,317	4,217	3,042	2,618	2,134	26,013
	65歳～74歳	900	910	570	722	471	370	301	4,244
	75歳以上	4,203	3,672	3,747	3,495	2,571	2,248	1,833	21,769
	第2号	50	118	57	132	83	62	82	584
	小計	5,153	4,700	4,374	4,349	3,125	2,680	2,216	26,597
2月末	第1号	5,103	4,574	4,359	4,228	3,047	2,646	2,154	26,111
	65歳～74歳	891	903	570	740	473	372	303	4,252
	75歳以上	4,212	3,671	3,789	3,488	2,574	2,274	1,851	21,859
	第2号	54	112	59	139	85	59	81	589
	小計	5,157	4,686	4,418	4,367	3,132	2,705	2,235	26,700
3月末	第1号	5,126	4,586	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳	861	899	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上	4,265	3,687	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号	53	111	61	134	83	58	81	581
	小計	5,179	4,697	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832

平成27年度月別要介護度別認定者状況

(単位:人)

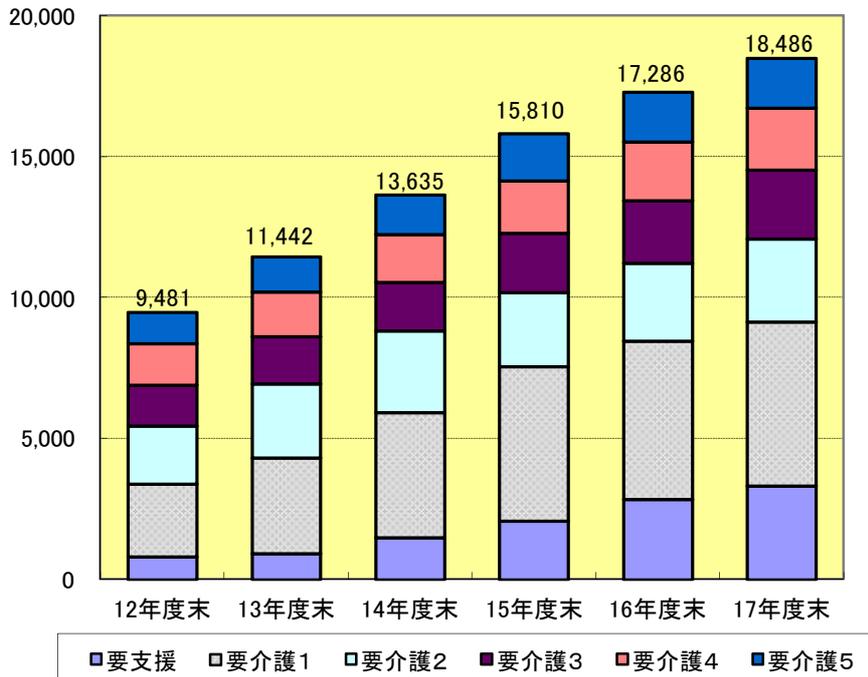


5 年度末別要介護度別認定者状況(平成12年度末～17年度末)

(単位:人)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

(単位:人) 年度末別 要介護度別認定者状況 (H12～H17年度)



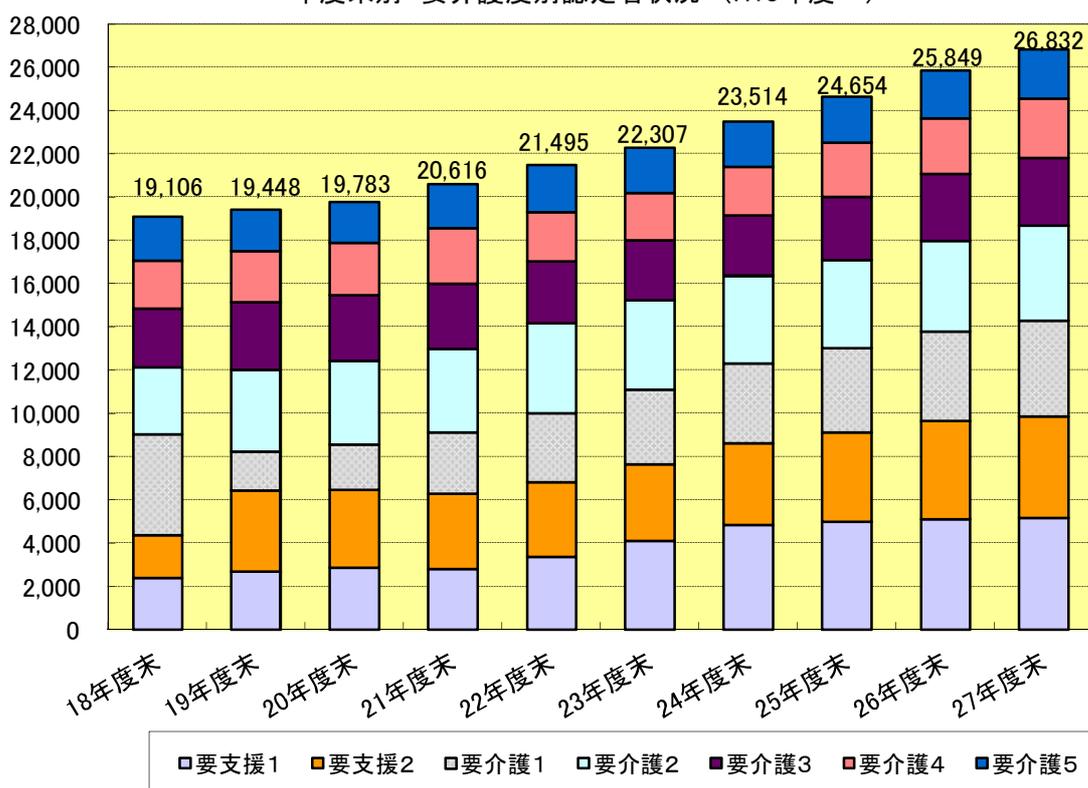
6 年度末別要介護度別認定者状況(平成18年度末～27年度末)

(単位:人)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18 年度末	第1号	2,388	1,889	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳	583	459	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上	1,805	1,430	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号	25	69	131	132	122	100	98	677
	小計	2,413	1,958	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19 年度末	第1号	2,673	3,627	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳	590	776	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上	2,083	2,851	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号	30	109	38	158	126	92	103	656
	小計	2,703	3,736	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20 年度末	第1号	2,846	3,490	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳	598	691	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上	2,248	2,799	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号	30	101	37	169	109	94	89	629
	小計	2,876	3,591	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21 年度末	第1号	2,758	3,388	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳	553	658	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上	2,205	2,730	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号	43	97	48	166	114	86	99	653
	小計	2,801	3,485	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22 年度末	第1号	3,339	3,339	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳	639	684	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上	2,700	2,655	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号	50	110	49	167	109	71	105	661
	小計	3,389	3,449	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23 年度末	第1号	4,047	3,406	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳	720	730	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上	3,327	2,676	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号	70	128	54	173	96	66	97	684
	小計	4,117	3,534	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24 年度末	第1号	4,751	3,655	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳	863	748	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上	3,888	2,907	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号	78	126	62	156	80	73	98	673
	小計	4,829	3,781	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25 年度末	第1号	4,956	3,994	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳	903	818	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上	4,053	3,176	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号	57	132	64	137	71	67	99	627
	小計	5,013	4,126	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
26 年 度 末 A	第1号	5,062	4,423	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳	891	885	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上	4,171	3,538	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号	58	110	71	123	89	59	90	600
	小計	5,120	4,533	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849
27 年 度 末 B	第1号	5,126	4,586	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳	861	899	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上	4,265	3,687	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号	53	111	61	134	83	58	81	581
	小計	5,179	4,697	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832
前 年 度 比 B/A	第1号	101.3%	103.7%	106.5%	105.5%	101.4%	107.1%	103.1%	104.0%
	65歳～74歳	96.6%	101.6%	104.4%	106.5%	105.4%	101.6%	94.9%	101.6%
	75歳以上	102.3%	104.2%	106.8%	105.3%	100.7%	108.0%	104.6%	104.4%
	第2号	91.4%	100.9%	85.9%	108.9%	93.3%	98.3%	90.0%	96.8%
	小計	101.2%	103.6%	106.1%	105.6%	101.2%	106.9%	102.6%	103.8%

年度末別 要介護度別認定者状況（H18年度～）



7 年度末・月別認定率

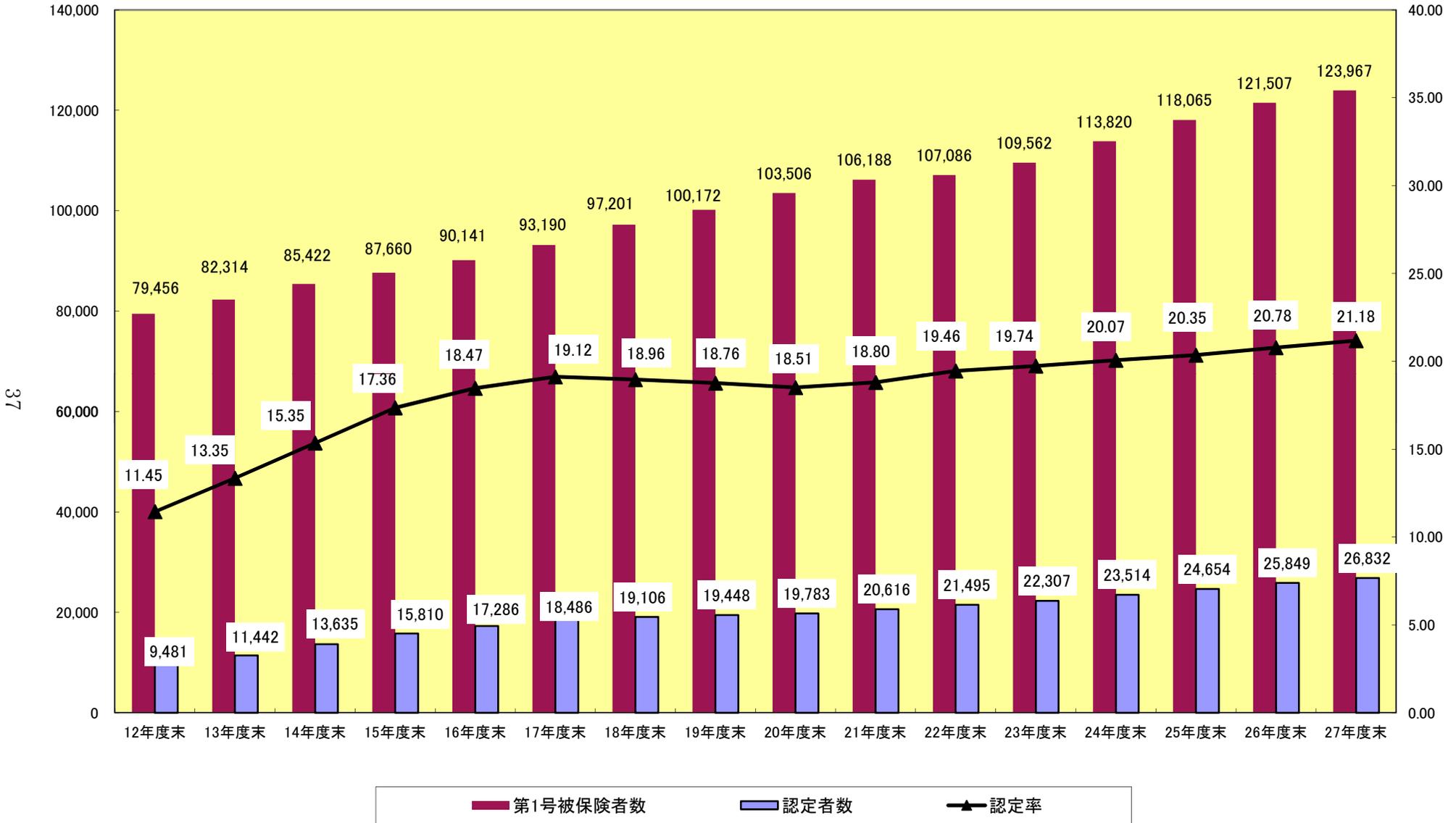
(単位:人)

	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D=B+C	認定率 B/A(%)	認定率 (2号含む) D/A(%)
12年度末	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度末	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度末	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度末	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度末	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度末	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度末	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度末	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度末	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度末	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度末	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度末	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度末	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度末	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度末	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度 4月末	121,636	25,399	596	25,995	20.88	21.37
5月末	121,762	25,406	602	26,008	20.87	21.36
6月末	121,913	25,574	599	26,173	20.98	21.47
7月末	122,155	25,695	608	26,303	21.03	21.53
8月末	122,441	25,738	600	26,338	21.02	21.51
9月末	122,625	25,821	587	26,408	21.06	21.54
10月末	122,799	25,864	586	26,450	21.06	21.54
11月末	123,045	25,998	582	26,580	21.13	21.60
12月末	123,296	25,994	581	26,575	21.08	21.55
1月末	123,565	26,013	584	26,597	21.05	21.52
2月末	123,752	26,111	589	26,700	21.10	21.58
3月末	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64

(単位:人)

年度末別 第1号被保険者数と認定者数及び認定率

(単位:%)



8 行政区別 要介護度別認定者状況(平成28年3月31日現在)

(単位:人)

要介護度 地区		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中 央	第1号	695	617	553	565	448	379	333	3,590
	65歳～74歳	106	126	84	115	74	45	46	596
	75歳以上	589	491	469	450	374	334	287	2,994
	第2号	8	17	11	17	12	6	6	77
	小計	703	634	564	582	460	385	339	3,667
小 田	第1号	875	796	785	800	587	512	405	4,760
	65歳～74歳	155	161	91	123	100	89	47	766
	75歳以上	720	635	694	677	487	423	358	3,994
	第2号	13	19	13	19	18	7	18	107
	小計	888	815	798	819	605	519	423	4,867
大 庄	第1号	684	697	624	667	433	410	291	3,806
	65歳～74歳	123	136	94	128	65	55	43	644
	75歳以上	561	561	530	539	368	355	248	3,162
	第2号	3	14	12	19	10	10	13	81
	小計	687	711	636	686	443	420	304	3,887
立 花	第1号	1,141	1,042	960	859	642	508	431	5,583
	65歳～74歳	188	189	124	142	102	72	57	874
	75歳以上	953	853	836	717	540	436	374	4,709
	第2号	10	22	4	29	17	14	14	110
	小計	1,151	1,064	964	888	659	522	445	5,693
武 庫	第1号	783	647	620	592	437	376	315	3,770
	65歳～74歳	113	128	80	98	65	49	51	584
	75歳以上	670	519	540	494	372	327	264	3,186
	第2号	9	19	11	16	14	12	16	97
	小計	792	666	631	608	451	388	331	3,867
園 田	第1号	916	760	737	728	459	414	343	4,357
	65歳～74歳	174	158	94	137	52	54	49	718
	75歳以上	742	602	643	591	407	360	294	3,639
	第2号	10	20	10	34	11	9	14	108
	小計	926	780	747	762	470	423	357	4,465
市 外	第1号	32	27	59	58	59	88	62	385
	65歳～74歳	2	1	4	12	8	14	5	46
	75歳以上	30	26	55	46	51	74	57	339
	第2号					1			1
	小計	32	27	59	58	60	88	62	386
総 数	第1号	5,126	4,586	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳	861	899	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上	4,265	3,687	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号	53	111	61	134	83	58	81	581
	合計	5,179	4,697	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832

(単位:人)

行政区別認定者数



V 保險給付等

1 月別介護サービス利用者状況

(1) 居宅(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	2,597	3,303	3,238	3,372	2,039	1,439	1,051	17,039
	第2号	23	81	41	107	63	40	54	409
	小計	2,620	3,384	3,279	3,479	2,102	1,479	1,105	17,448
5月	第1号	2,610	3,339	3,285	3,381	2,042	1,469	1,056	17,182
	第2号	24	82	40	105	65	36	54	406
	小計	2,634	3,421	3,325	3,486	2,107	1,505	1,110	17,588
6月	第1号	2,636	3,380	3,337	3,435	2,059	1,482	1,080	17,409
	第2号	26	87	38	107	70	39	50	417
	小計	2,662	3,467	3,375	3,542	2,129	1,521	1,130	17,826
7月	第1号	2,634	3,367	3,343	3,441	2,019	1,470	1,076	17,350
	第2号	28	83	38	114	71	37	49	420
	小計	2,662	3,450	3,381	3,555	2,090	1,507	1,125	17,770
8月	第1号	2,601	3,400	3,346	3,464	2,017	1,492	1,068	17,388
	第2号	24	85	43	117	73	39	51	432
	小計	2,625	3,485	3,389	3,581	2,090	1,531	1,119	17,820
9月	第1号	2,615	3,411	3,332	3,468	2,003	1,479	1,097	17,405
	第2号	21	86	44	112	69	43	55	430
	小計	2,636	3,497	3,376	3,580	2,072	1,522	1,152	17,835
10月	第1号	2,636	3,424	3,404	3,503	2,016	1,494	1,126	17,603
	第2号	25	85	47	113	65	43	53	431
	小計	2,661	3,509	3,451	3,616	2,081	1,537	1,179	18,034
11月	第1号	2,637	3,451	3,422	3,532	2,040	1,495	1,102	17,679
	第2号	26	82	43	115	66	44	54	430
	小計	2,663	3,533	3,465	3,647	2,106	1,539	1,156	18,109
12月	第1号	2,649	3,458	3,426	3,553	2,034	1,515	1,062	17,697
	第2号	27	84	40	112	69	48	52	432
	小計	2,676	3,542	3,466	3,665	2,103	1,563	1,114	18,129
1月	第1号	2,621	3,440	3,400	3,530	2,008	1,522	1,071	17,592
	第2号	23	86	41	115	64	41	46	416
	小計	2,644	3,526	3,441	3,645	2,072	1,563	1,117	18,008
2月	第1号	2,645	3,434	3,457	3,524	2,021	1,526	1,080	17,687
	第2号	25	83	42	114	64	37	49	414
	小計	2,670	3,517	3,499	3,638	2,085	1,563	1,129	18,101
3月	第1号	2,690	3,459	3,445	3,557	2,043	1,585	1,083	17,862
	第2号	25	84	43	108	61	41	49	411
	小計	2,715	3,543	3,488	3,665	2,104	1,626	1,132	18,273
累計		31,868	41,874	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月	第1号	3	3	139	205	203	158	134	845
	第2号	0	0	1	2	4	5	5	17
	小計	3	3	140	207	207	163	139	862
5月	第1号	5	4	140	210	216	171	128	874
	第2号	0	0	1	2	4	6	5	18
	小計	5	4	141	212	220	177	133	892
6月	第1号	6	5	146	215	227	183	144	926
	第2号	0	0	1	2	4	6	5	18
	小計	6	5	147	217	231	189	149	944
7月	第1号	7	4	159	222	237	198	154	981
	第2号	0	0	1	2	4	6	5	18
	小計	7	4	160	224	241	204	159	999
8月	第1号	9	5	160	223	231	195	156	979
	第2号	0	0	1	2	4	5	5	17
	小計	9	5	161	225	235	200	161	996
9月	第1号	7	6	170	220	239	194	158	994
	第2号	0	0	1	2	4	6	5	18
	小計	7	6	171	222	243	200	163	1,012
10月	第1号	6	4	167	227	246	194	157	1,001
	第2号	0	0	1	2	3	4	5	15
	小計	6	4	168	229	249	198	162	1,016
11月	第1号	5	6	169	227	256	210	158	1,031
	第2号	0	0	1	2	2	2	5	12
	小計	5	6	170	229	258	212	163	1,043
12月	第1号	4	7	176	220	260	200	159	1,026
	第2号	0	0	2	2	1	3	5	13
	小計	4	7	178	222	261	203	164	1,039
1月	第1号	4	6	177	225	263	213	154	1,042
	第2号	0	0	2	1	3	3	5	14
	小計	4	6	179	226	266	216	159	1,056
2月	第1号	6	6	170	225	256	207	156	1,026
	第2号	0	0	3	1	2	2	4	12
	小計	6	6	173	226	258	209	160	1,038
3月	第1号	5	6	167	228	255	200	157	1,018
	第2号	0	0	3	1	4	2	4	14
	小計	5	6	170	229	259	202	161	1,032
累計		67	62	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している。
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

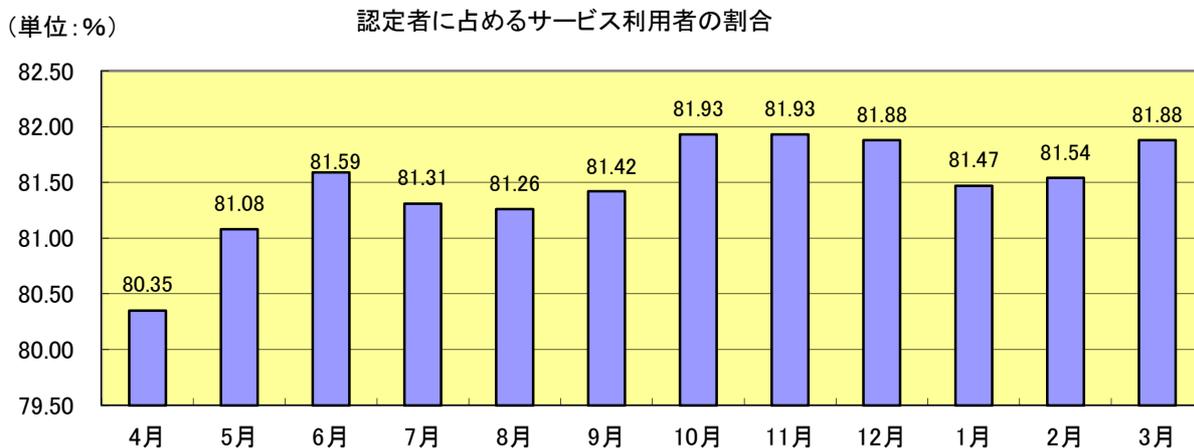
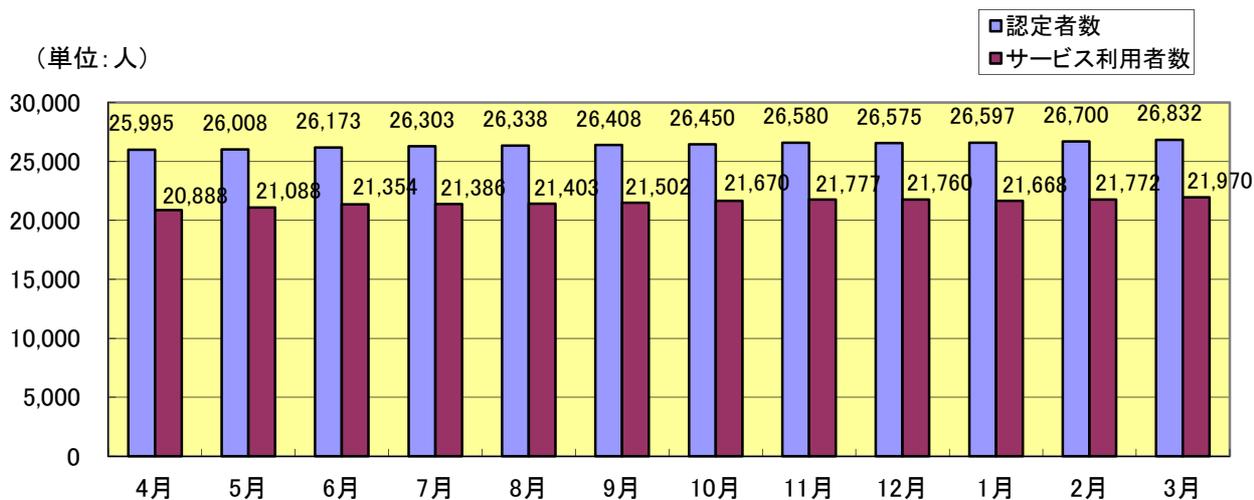
利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
4月	第1号	1,491	974	86	2,551
	第2号	7	24	2	33
	小計	1,498	998	88	総数 2,578
5月	第1号	1,516	974	90	2,580
	第2号	8	25	2	35
	小計	1,524	999	92	総数 2,608
6月	第1号	1,495	971	87	2,553
	第2号	9	27	2	38
	小計	1,504	998	89	総数 2,584
7月	第1号	1,493	981	113	2,587
	第2号	10	26	3	39
	小計	1,503	1,007	116	総数 2,617
8月	第1号	1,488	974	106	2,568
	第2号	10	20	3	33
	小計	1,498	994	109	総数 2,587
9月	第1号	1,516	1,004	112	2,632
	第2号	9	21	3	33
	小計	1,525	1,025	115	総数 2,655
10月	第1号	1,514	998	86	2,598
	第2号	10	17	2	29
	小計	1,524	1,015	88	総数 2,620
11月	第1号	1,513	978	118	2,609
	第2号	11	16	3	30
	小計	1,524	994	121	総数 2,625
12月	第1号	1,510	974	82	2,566
	第2号	12	18	2	32
	小計	1,522	992	84	総数 2,592
1月	第1号	1,510	990	81	2,581
	第2号	12	18	2	32
	小計	1,522	1,008	83	総数 2,604
2月	第1号	1,542	985	82	2,609
	第2号	11	17	2	30
	小計	1,553	1,002	84	総数 2,633
3月	第1号	1,520	1,028	103	2,651
	第2号	11	16	2	29
	小計	1,531	1,044	105	総数 2,665
累計		18,228	12,076	1,174	総数 31,368

(4) 要介護(要支援)認定者に占めるサービス利用者数の割合

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合 計	
		人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)	人数	利用率(%)
4月	25,995	17,448	67.12	862	3.32	2,578	9.92	20,888	80.35
5月	26,008	17,588	67.63	892	3.43	2,608	10.03	21,088	81.08
6月	26,173	17,826	68.11	944	3.61	2,584	9.87	21,354	81.59
7月	26,303	17,770	67.56	999	3.80	2,617	9.95	21,386	81.31
8月	26,338	17,820	67.66	996	3.78	2,587	9.82	21,403	81.26
9月	26,408	17,835	67.54	1,012	3.83	2,655	10.05	21,502	81.42
10月	26,450	18,034	68.18	1,016	3.84	2,620	9.91	21,670	81.93
11月	26,580	18,109	68.13	1,043	3.92	2,625	9.88	21,777	81.93
12月	26,575	18,129	68.22	1,039	3.91	2,592	9.75	21,760	81.88
1月	26,597	18,008	67.71	1,056	3.97	2,604	9.79	21,668	81.47
2月	26,700	18,101	67.79	1,038	3.89	2,633	9.86	21,772	81.54
3月	26,832	18,273	68.10	1,032	3.85	2,665	9.93	21,970	81.88
年平均	—	—	67.81	—	3.76	—	9.90	—	81.47



2 年度別介護サービス利用者状況

(1) 居宅介護(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度	—	—	5,020	16,177	12,382	7,562	6,309	5,353	52,803
13年度	—	—	5,588	23,572	17,377	9,183	7,525	5,902	69,147
14年度	—	—	7,546	31,627	21,681	11,179	8,567	6,558	87,158
15年度	—	—	11,804	40,887	22,539	13,741	10,213	7,425	106,609
16年度	—	—	16,682	47,394	23,101	16,320	11,942	8,534	123,973
17年度	—	—	21,207	51,314	25,583	17,945	12,780	8,693	137,522
18年度	8,129	7,769	10,040	43,673	27,666	20,055	12,942	9,123	139,397
19年度	14,786	20,373	28	28,735	32,371	22,867	14,103	9,837	143,100
20年度	16,225	28,759	17	16,860	35,562	24,507	14,300	9,334	145,564
21年度	17,317	28,228	10	21,760	35,745	24,287	15,349	10,112	152,808
22年度	18,695	28,361	7	26,741	38,352	23,864	15,084	11,595	162,699
23年度	23,650	29,795	11	30,540	39,901	22,622	14,182	12,122	172,823
24年度	28,600	31,799	—	33,047	39,688	22,085	14,676	11,716	181,611
25年度	31,648	35,710	—	36,221	40,142	23,285	16,205	12,729	195,940
26年度A	31,575	39,179	—	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度B	31,868	41,874	—	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
前年度比B/A	100.9%	106.9%	—	108.1%	104.1%	102.9%	107.1%	103.0%	104.9%

(2) 地域密着型(介護予防)サービス利用者数

* 利用月ベースで決算との対応はしない

(単位:人)

利用者数 累計	要支援1	要支援2	経過的要介護 (要支援)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度	10	6	1	724	1,211	1,615	1,334	543	5,444
19年度	16	41	0	680	1,175	1,723	1,531	796	5,962
20年度	5	50	0	597	1,574	2,208	1,588	850	6,872
21年度	0	30	0	721	1,747	2,333	1,613	1,118	7,562
22年度	0	45	0	958	1,801	2,417	1,780	1,341	8,342
23年度	0	27	0	1,072	1,896	2,544	1,678	1,340	8,557
24年度	8	24	0	1,418	1,885	2,553	1,633	1,239	8,760
25年度	28	20	0	1,578	1,859	2,462	1,640	1,257	8,844
26年度A	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度B	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
前年度比B/A	139.6%	295.2%	—	126.4%	121.1%	121.1%	128.9%	123.5%	124.3%

(3) 施設別介護サービス利用者数

- * 利用月ベースで決算との対応はしない
- * 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している。
- * 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

(単位:人)

利用者数 累計	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	合 計
12年度	12,093	6,620	4,615	23,328
13年度	14,408	7,040	4,441	25,889
14年度	14,508	7,712	4,722	26,942
15年度	14,467	8,380	4,777	27,624
16年度	14,539	9,713	4,450	28,702
17年度	14,529	10,954	4,173	29,656
18年度	15,211	11,317	3,724	総数 30,107
19年度	15,455	11,978	3,982	総数 31,275
20年度	16,196	12,471	3,439	総数 31,946
21年度	15,842	12,745	2,334	総数 30,810
22年度	15,487	13,066	1,863	総数 30,319
23年度	15,206	12,823	1,664	総数 29,540
24年度	16,019	12,565	1,552	総数 30,014
25年度	18,110	12,491	1,362	総数 31,856
26年度A	18,110	12,525	1,214	総数 31,705
27年度B	18,228	12,076	1,174	総数 31,368
前年度比B/A	100.7%	96.4%	96.7%	98.9%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成12～17年度 年度別支給額

* 決算に合致

(単位:円)

サービス種類	平成17年度合計		平成16年度合計		平成15年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749	68,105	3,753,178,266
訪問入浴介護	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717	3,628	173,508,698
訪問看護	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702	16,199	675,072,828
訪問リハビリテーション	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574	2,217	35,888,174
通所介護	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373	30,698	1,819,821,244
通所リハビリテーション	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829	15,272	1,072,038,630
福祉用具貸与	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272	46,665	578,588,841
訪問通所計	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216	182,784	8,108,096,681
短期入所生活介護	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923	6,189	548,463,290
短期入所療養介護	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819	1,801	139,857,368
短期入所計	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742	7,990	688,320,658
居宅療養管理指導	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065	16,433	127,653,450
認知症対応型	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123	1,493	351,592,755
特定施設	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751	1,078	183,437,683
居宅サービス計画費	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464	103,069	917,452,260
その他単品計	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403	122,073	1,580,136,148
福祉用具購入費	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605	2,098	52,767,518
住宅改修費	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778	1,754	187,213,746
施設サービス費	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543	28,382	8,685,720,672
介護老人福祉施設	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122	14,633	4,230,452,396
介護老人保健施設	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608	8,781	2,471,383,625
介護療養型医療施設	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813	4,968	1,983,884,651
うち食費(再掲)	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320	28,228	1,270,605,040
介護老人福祉施設	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800	14,523	681,990,470
介護老人保健施設	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340	8,779	355,046,120
介護療養型医療施設	2,636	125,705,074	4,597	224,962,180	4,926	233,568,450
特定入所者サービス費	10,448	285,440,864	-	-	-	-
審査支払手数料	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080	336,550	31,972,250
高額介護サービス費	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133	21,547	152,268,941
合計	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500	703,178	19,486,496,614

サービス種類	平成14年度合計		平成13年度合計		平成12年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	54,588	2,950,024,515	41,627	2,206,105,355	27,301	1,278,591,898
訪問入浴介護	3,436	153,379,946	3,629	149,126,557	3,156	113,380,401
訪問看護	14,831	641,194,153	13,732	584,390,407	12,172	501,956,938
訪問リハビリテーション	1,823	29,879,160	1,435	23,084,913	1,069	18,336,769
通所介護	21,938	1,228,367,011	15,610	788,515,327	10,620	455,075,303
通所リハビリテーション	14,948	1,060,265,845	14,671	1,014,435,142	12,547	842,177,123
福祉用具貸与	33,560	437,800,908	19,903	248,910,606	6,701	80,035,914
訪問通所計	145,124	6,500,911,538	110,607	5,014,568,307	73,566	3,289,554,346
短期入所生活介護	6,037	562,673,609	5,366	435,605,032	3,799	257,531,445
短期入所療養介護	1,380	111,449,951	1,196	89,955,624	765	52,213,924
短期入所計	7,417	674,123,560	6,562	525,560,656	4,564	309,745,369
居宅療養管理指導	13,019	97,421,670	13,084	94,224,650	11,954	82,062,529
認知症対応型	977	222,742,738	629	143,203,067	212	46,093,034
特定施設	596	99,982,419	483	78,579,352	233	34,875,703
居宅サービス計画費	84,143	631,396,140	66,812	503,282,200	47,236	357,670,580
その他単品計	98,735	1,051,542,967	81,008	819,289,269	59,635	520,701,846
福祉用具購入費	1,881	49,120,655	1,396	37,260,109	1,029	27,293,181
住宅改修費	1,446	154,730,337	1,144	117,060,389	717	67,625,453
施設サービス費	27,419	8,641,711,896	26,882	8,184,419,841	22,439	7,001,640,360
介護老人福祉施設	14,615	4,405,601,410	14,755	4,293,810,249	11,336	3,380,009,742
介護老人保健施設	8,087	2,368,011,302	7,464	2,123,835,656	6,557	1,884,362,572
介護療養型医療施設	4,717	1,868,099,184	4,663	1,766,773,936	4,546	1,737,268,046
うち食費(再掲)	27,299	1,222,503,240	26,735	1,146,107,770	22,304	964,523,179
介護老人福祉施設	14,545	684,063,260	14,624	648,950,770	11,239	514,622,160
介護老人保健施設	8,035	323,677,630	7,462	289,403,770	6,550	248,892,814
介護療養型医療施設	4,669	214,762,350	4,649	207,753,230	4,515	201,008,205
特定入所者サービス費	-	-	-	-	-	-
審査支払手数料	274,042	32,117,714	218,514	25,609,831	154,525	15,412,315
高額介護サービス費	19,618	133,795,069	14,529	106,609,619	8,737	66,955,256
合計	575,682	17,238,053,736	460,642	14,830,378,021	325,212	11,298,928,126

(2) 平成27年度月別支給額及び平成18~26年度支給額

* 決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	40,367	1,676,506,230	39,640	1,602,890,014	41,334	1,670,319,058	41,335	1,683,674,644
(介護給付)	31,229	1,473,144,488	30,577	1,422,746,812	31,883	1,483,089,925	31,895	1,495,999,400
(予防給付)	9,138	203,361,742	9,063	180,143,202	9,451	187,229,133	9,440	187,675,244
訪問通所サービス	32,960	1,406,434,766	32,568	1,346,410,261	33,858	1,408,027,396	33,905	1,422,645,888
(介護給付)	24,328	1,214,717,452	23,970	1,175,507,436	24,904	1,230,070,663	24,944	1,243,849,943
(予防給付)	8,632	191,717,314	8,598	170,902,825	8,954	177,956,733	8,961	178,795,945
訪問介護	9,835	543,775,814	9,811	533,899,700	10,173	568,038,067	10,046	554,782,884
(介護給付)	6,501	475,065,708	6,480	466,364,921	6,687	498,021,669	6,634	485,984,929
(予防給付)	3,334	68,710,106	3,331	67,534,779	3,486	70,016,398	3,412	68,797,955
訪問入浴介護	289	16,515,372	245	13,838,235	327	17,957,118	291	16,482,420
(介護給付)	286	16,422,166	244	13,805,022	325	17,872,831	288	16,379,711
(予防給付)	3	93,206	1	33,213	2	84,287	3	102,709
訪問看護	2,523	97,719,629	2,433	93,063,711	2,545	91,911,067	2,575	99,774,922
(介護給付)	2,198	88,048,264	2,125	83,834,244	2,217	82,811,122	2,232	89,511,065
(予防給付)	325	9,671,365	308	9,229,467	328	9,099,945	343	10,263,857
訪問リハビリテーション	737	22,883,767	590	17,861,905	739	21,234,894	798	25,499,900
(介護給付)	613	18,938,700	483	14,505,840	626	18,005,728	681	21,830,930
(予防給付)	124	3,945,067	107	3,356,065	113	3,229,166	117	3,668,970
通所介護	8,517	505,609,683	8,424	473,266,606	8,742	489,883,313	8,802	501,344,107
(介護給付)	6,072	423,008,017	6,026	406,404,333	6,196	418,668,618	6,247	429,984,000
(予防給付)	2,445	82,601,666	2,398	66,862,273	2,546	71,214,695	2,555	71,360,107
通所リハビリテーション	1,628	112,326,778	1,606	105,806,046	1,663	108,175,516	1,686	113,514,846
(介護給付)	1,276	97,302,086	1,253	93,822,074	1,304	96,128,066	1,323	101,407,935
(予防給付)	352	15,024,692	353	11,983,972	359	12,047,450	363	12,106,911
福祉用具貸与	9,431	107,603,723	9,459	108,674,058	9,669	110,827,421	9,707	111,246,809
(介護給付)	7,382	95,932,511	7,359	96,771,002	7,549	98,562,629	7,539	98,751,373
(予防給付)	2,049	11,671,212	2,100	11,903,056	2,120	12,264,792	2,168	12,495,436
短期入所サービス(小計)	1,382	132,966,267	1,300	126,107,848	1,349	129,237,020	1,347	128,567,511
(介護給付)	1,353	131,811,576	1,276	125,302,830	1,321	128,289,174	1,324	127,689,080
(予防給付)	29	1,154,691	24	805,018	28	947,846	23	878,431
短期入所生活介護	1,259	122,758,101	1,185	116,330,267	1,233	119,018,382	1,219	117,611,863
(介護給付)	1,230	121,603,410	1,163	115,579,618	1,205	118,070,536	1,197	116,755,881
(予防給付)	29	1,154,691	22	750,649	28	947,846	22	855,982
短期入所療養介護	123	10,208,166	115	9,777,581	116	10,218,638	128	10,955,648
(介護給付・老健)	123	10,208,166	113	9,723,212	116	10,218,638	127	10,933,199
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	0	0	2	54,369	0	0	1	22,449
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	5,496	42,585,387	5,246	41,252,763	5,609	41,781,926	5,574	42,892,394
(介護給付)	5,099	39,537,465	4,884	38,390,160	5,212	38,827,757	5,189	40,082,217
(予防給付)	397	3,047,922	362	2,862,603	397	2,954,169	385	2,810,177
特定施設入居者生活介護	529	94,519,810	526	89,119,142	518	91,272,716	509	89,568,851
(介護給付)	449	87,077,995	447	83,546,386	446	85,902,331	438	84,378,160
(予防給付)	80	7,441,815	79	5,572,756	72	5,370,385	71	5,190,691
福祉用具購入	187	6,053,046	159	4,714,221	137	4,275,711	184	5,599,163
(介護給付)	125	4,060,094	114	3,421,886	90	2,969,305	138	4,199,219
(予防給付)	62	1,992,952	45	1,292,335	47	1,306,406	46	1,399,944
住宅改修費	146	13,618,206	212	17,678,572	143	12,286,921	185	15,993,586
(介護給付)	86	8,068,131	132	11,568,818	82	7,145,379	103	8,993,233
(予防給付)	60	5,550,075	80	6,109,754	61	5,141,542	82	7,000,353
介護予防支援・居宅介護支援	16,549	185,537,118	16,442	185,031,004	16,521	184,604,420	16,981	190,165,806
(居宅介護支援)	10,667	158,779,993	10,547	157,068,112	10,559	156,473,470	10,919	161,528,122
(介護予防支援)	5,882	26,757,125	5,895	27,962,892	5,962	28,130,950	6,062	28,637,684
地域密着型(介護予防)サービス	885	177,626,137	864	170,081,162	938	187,321,812	969	186,296,146
(介護給付)	874	177,022,362	857	169,713,588	926	186,677,978	959	185,811,320
(予防給付)	11	603,775	7	367,574	12	643,834	10	484,826
定期巡回・随時対応訪問介護看護	57	9,080,980	58	9,538,059	54	8,632,904	67	10,968,272
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	237	24,995,437	235	23,575,888	242	25,266,036	257	25,363,318
(介護給付)	237	24,995,437	233	23,527,997	241	25,228,959	256	25,329,612
(予防給付)	0	0	2	47,891	1	37,077	1	33,706
小規模多機能型居宅介護	110	20,789,221	81	16,077,536	149	28,698,207	125	25,026,270
(介護給付)	99	20,185,446	76	15,757,853	138	28,091,450	117	24,590,893
(予防給付)	11	603,775	5	319,683	11	606,757	8	435,377
認知症対応型共同生活介護	402	103,998,794	413	103,190,758	416	106,057,946	409	101,892,949
(介護給付)	402	103,998,794	413	103,190,758	416	106,057,946	408	101,877,206
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	1	15,743
地域密着型特定施設	33	6,576,939	32	6,112,639	33	6,631,953	36	6,477,310
地域密着型介護老人福祉施設	46	12,184,766	45	11,586,282	44	12,034,766	75	16,568,027
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,640	701,835,533	2,591	672,400,935	2,638	697,440,742	2,615	675,947,857
介護老人福祉施設	1,502	386,649,262	1,493	374,845,844	1,525	391,500,453	1,513	377,147,375
介護老人保健施設	1,042	278,938,729	1,008	264,177,068	1,021	271,863,297	1,011	264,631,010
介護療養型医療施設	96	36,247,542	90	33,378,023	92	34,076,992	91	34,169,472
特定入所者介護(予防)サービス費	2,972	95,675,525	2,892	93,160,996	2,935	95,704,767	2,933	93,162,637
(介護給付)	2,951	95,478,930	2,875	93,001,776	2,914	95,536,307	2,917	93,008,967
(予防給付)	21	196,595	17	159,220	21	168,460	16	153,670
計	63,746	2,856,851,795	62,800	2,745,956,904	64,646	2,851,953,431	65,202	2,850,839,839
(介護給付)	48,572	2,618,389,531	47,693	2,529,921,927	49,092	2,629,333,106	49,546	2,625,488,118
(予防給付)	15,174	238,462,264	15,107	216,034,977	15,554	222,620,325	15,656	225,351,721
高額介護(予防)サービス費	5,597	57,536,465	5,341	49,149,358	5,871	59,771,917	5,572	55,994,313
高額医療合算介護(予防)サービス費	1,870	60,744,053	293	9,033,973	122	2,943,935	25	678,138
審査支払手数料	60,087	2,703,915	59,245	2,666,025	61,112	2,750,040	61,551	2,769,795
合計	131,300	2,977,836,228	127,679	2,806,806,260	131,751	2,917,419,323	132,350	2,910,282,085

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	41,277	1,715,915,731	41,085	1,654,865,725	41,615	1,655,616,645	42,080	1,721,534,994
(介護給付)	31,894	1,528,691,473	31,639	1,468,880,835	32,094	1,469,327,490	32,509	1,532,155,020
(予防給付)	9,383	187,224,258	9,446	185,984,890	9,521	186,289,155	9,571	189,379,974
訪問通所サービス	33,761	1,446,213,466	33,575	1,388,667,410	33,934	1,394,108,194	34,310	1,454,362,439
(介護給付)	24,856	1,268,319,069	24,622	1,212,461,098	24,907	1,217,050,811	25,236	1,274,350,869
(予防給付)	8,905	177,894,397	8,953	176,206,312	9,027	177,057,383	9,074	180,011,570
訪問介護	10,005	567,632,934	9,841	547,755,256	10,024	547,367,387	10,106	570,350,186
(介護給付)	6,622	499,676,173	6,494	481,003,547	6,604	479,455,903	6,700	502,582,441
(予防給付)	3,383	67,956,761	3,347	66,751,709	3,420	67,911,484	3,406	67,767,745
訪問入浴介護	295	17,288,292	283	16,338,478	291	17,050,180	290	16,877,281
(介護給付)	294	17,271,681	282	16,312,487	288	16,973,031	288	16,799,450
(予防給付)	1	16,611	1	25,991	3	77,149	2	77,831
訪問看護	2,607	104,141,415	2,568	95,571,279	2,598	95,675,114	2,663	101,801,609
(介護給付)	2,265	93,720,405	2,210	85,582,135	2,243	85,904,599	2,291	91,029,638
(予防給付)	342	10,421,010	358	9,989,144	355	9,770,515	372	10,771,971
訪問リハビリテーション	725	23,854,521	742	21,684,391	723	21,548,245	740	23,874,171
(介護給付)	612	20,274,375	621	18,256,387	596	18,048,712	622	20,368,512
(予防給付)	113	3,580,146	121	3,428,004	127	3,499,533	118	3,505,661
通所介護	8,807	508,647,027	8,717	485,962,793	8,838	493,454,081	8,968	515,735,370
(介護給付)	6,254	437,215,257	6,138	414,289,391	6,230	421,113,249	6,359	442,819,739
(予防給付)	2,553	71,431,770	2,579	71,673,402	2,608	72,340,832	2,609	72,915,631
通所リハビリテーション	1,654	113,687,629	1,654	109,921,248	1,659	107,638,333	1,703	114,617,345
(介護給付)	1,298	101,712,078	1,295	98,107,529	1,318	96,506,768	1,318	102,052,572
(予防給付)	356	11,975,551	359	11,813,719	341	11,131,565	385	12,564,773
福祉用具貸与	9,668	110,961,648	9,770	111,433,965	9,801	111,374,854	9,840	111,106,476
(介護給付)	7,511	98,449,100	7,582	98,909,622	7,628	99,048,549	7,658	98,698,518
(予防給付)	2,157	12,512,548	2,188	12,524,343	2,173	12,326,305	2,182	12,407,958
短期入所サービス(小計)	1,362	132,061,279	1,362	130,962,310	1,363	129,370,042	1,391	131,424,091
(介護給付)	1,334	130,952,025	1,339	130,196,763	1,344	128,624,396	1,358	130,465,285
(予防給付)	28	1,109,254	23	765,547	19	745,646	33	958,806
短期入所生活介護	1,245	121,658,192	1,247	120,479,937	1,252	119,237,918	1,269	120,661,478
(介護給付)	1,218	120,567,343	1,224	119,714,386	1,233	118,492,272	1,238	119,745,821
(予防給付)	27	1,090,849	23	765,547	19	745,646	31	915,657
短期入所療養介護	117	10,403,087	115	10,482,377	111	10,132,124	122	10,762,613
(介護給付・老健)	116	10,384,682	115	10,482,377	111	10,132,124	120	10,719,464
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	18,405	0	0	0	0	2	43,149
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	5,631	43,351,237	5,616	42,181,629	5,798	43,627,635	5,859	44,615,836
(介護給付)	5,252	40,487,743	5,227	39,373,724	5,400	40,660,760	5,469	41,699,293
(予防給付)	379	2,863,494	389	2,807,905	398	2,966,875	390	2,916,543
特定施設入居者生活介護	523	94,289,749	532	93,054,376	520	88,510,774	520	91,132,628
(介護給付)	452	88,932,636	451	86,849,250	443	82,991,523	446	85,639,573
(予防給付)	71	5,357,113	81	6,205,126	77	5,519,251	74	5,493,055
福祉用具購入	189	5,731,997	176	5,497,117	142	3,676,263	180	5,259,870
(介護給付)	126	4,143,308	130	4,356,001	94	2,580,615	121	3,827,915
(予防給付)	63	1,588,689	46	1,141,116	48	1,095,648	59	1,431,955
住宅改修費	158	14,714,873	124	11,899,404	120	11,005,446	144	12,500,147
(介護給付)	88	8,045,611	84	8,369,397	70	6,463,753	78	6,479,336
(予防給付)	70	6,669,262	40	3,530,007	50	4,541,693	66	6,020,811
介護予防支援・居宅介護支援	16,940	190,853,800	16,919	190,758,946	16,895	189,594,385	17,149	192,005,046
(居宅介護支援)	10,912	162,537,696	10,877	162,277,670	10,824	161,033,734	11,062	163,283,726
(介護予防支援)	6,028	28,316,104	6,042	28,481,276	6,071	28,560,651	6,087	28,721,320
地域密着型(介護予防)サービス	1,003	197,076,085	1,029	198,347,799	1,038	200,000,666	1,051	209,952,728
(介護給付)	991	196,400,157	1,011	197,363,731	1,025	199,316,805	1,040	209,403,866
(予防給付)	12	675,928	18	984,068	13	683,861	11	548,862
定期巡回・随時対応訪問介護看護	75	11,532,459	84	13,369,181	78	12,456,383	80	12,874,073
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	271	27,935,108	258	26,658,066	250	25,886,050	260	28,564,565
(介護給付)	269	27,831,881	257	26,620,989	249	25,848,973	259	28,542,642
(予防給付)	2	103,227	1	37,077	1	37,077	1	21,923
小規模多機能型居宅介護	129	24,905,661	162	29,660,989	177	33,401,118	181	35,331,622
(介護給付)	119	24,332,960	145	28,713,998	165	32,754,334	171	34,804,683
(予防給付)	10	572,701	17	946,991	12	646,784	10	526,939
認知症対応型共同生活介護	416	106,153,235	413	102,331,950	419	102,097,471	422	106,952,056
(介護給付)	416	106,153,235	413	102,331,950	419	102,097,471	422	106,952,056
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	36	6,251,489	39	7,319,724	39	7,470,278	38	7,699,335
地域密着型介護老人福祉施設	76	20,298,133	73	19,007,889	75	18,689,366	70	18,531,077
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,616	698,881,415	2,605	682,105,001	2,729	693,841,328	2,660	696,786,661
介護老人福祉施設	1,510	392,391,067	1,511	379,946,042	1,563	379,109,859	1,538	384,918,241
介護老人保健施設	1,024	275,816,684	1,008	270,276,603	1,075	282,161,134	1,033	277,790,197
介護療養型医療施設	82	30,673,664	86	31,882,356	91	32,570,335	89	34,078,223
特定入所者介護(予防)サービス費	2,946	97,107,422	2,560	90,525,423	2,673	93,005,586	2,640	93,356,580
(介護給付)	2,927	96,900,392	2,549	90,455,713	2,666	92,967,656	2,623	93,220,330
(予防給付)	19	207,030	11	69,710	7	37,930	17	136,250
計	65,129	2,920,281,323	64,498	2,833,999,415	65,212	2,846,740,319	65,904	2,931,396,026
(介護給付)	49,554	2,695,600,052	48,895	2,613,808,348	49,502	2,625,531,381	50,093	2,705,156,854
(予防給付)	15,575	224,681,271	15,603	220,191,067	15,710	221,208,938	15,811	226,239,172
高額介護(予防)サービス費	5,904	60,685,217	5,843	58,774,965	6,046	62,232,917	6,029	65,043,525
高額医療合算介護(予防)サービス費	30	907,533	38	1,048,455	16	269,461	16	353,301
審査支払手数料	61,498	2,767,410	61,318	2,759,310	61,948	2,787,660	62,616	2,817,720
合計	132,561	2,984,641,483	131,697	2,896,582,145	133,222	2,912,030,357	134,565	2,999,610,572

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,243	1,651,308,004	42,375	1,686,579,321	41,890	1,620,299,989	42,205	1,637,172,472
(介護給付)	32,612	1,462,597,883	32,760	1,498,368,595	32,234	1,431,938,666	32,570	1,450,014,275
(予防給付)	9,631	188,710,121	9,615	188,210,726	9,656	188,361,323	9,635	187,158,197
訪問通所サービス	34,510	1,394,577,426	34,579	1,423,192,093	34,275	1,359,200,033	34,543	1,389,769,854
(介護給付)	25,386	1,215,241,277	25,448	1,244,399,125	25,131	1,180,388,979	25,407	1,211,328,026
(予防給付)	9,124	179,336,149	9,131	178,792,968	9,144	178,811,054	9,136	178,441,828
訪問介護	10,038	545,130,868	10,093	558,203,308	9,924	543,260,155	10,038	542,100,959
(介護給付)	6,651	477,810,615	6,742	491,515,556	6,572	476,614,455	6,722	476,913,211
(予防給付)	3,387	67,320,253	3,351	66,687,752	3,352	66,645,700	3,316	65,187,748
訪問入浴介護	288	15,591,966	296	17,102,155	290	15,510,349	280	16,393,663
(介護給付)	286	15,522,802	292	16,900,976	287	15,416,985	278	16,333,185
(予防給付)	2	69,164	4	201,179	3	93,364	2	60,478
訪問看護	2,636	95,649,494	2,672	99,195,531	2,766	97,246,128	2,672	98,567,404
(介護給付)	2,267	85,409,210	2,295	88,695,143	2,382	86,824,592	2,299	88,098,316
(予防給付)	369	10,240,284	377	10,500,388	384	10,421,536	373	10,469,088
訪問リハビリテーション	776	22,490,302	770	23,867,322	773	23,136,614	763	23,020,824
(介護給付)	637	18,777,695	649	20,454,111	647	19,585,869	636	19,319,869
(予防給付)	139	3,712,607	121	3,413,211	126	3,550,745	127	3,700,955
通所介護	8,998	493,003,868	9,014	500,130,226	8,857	464,737,581	9,052	489,892,252
(介護給付)	6,375	419,684,704	6,402	427,258,525	6,259	391,626,970	6,442	416,432,298
(予防給付)	2,623	73,319,164	2,612	72,871,701	2,598	73,110,611	2,610	73,459,954
通所リハビリテーション	1,716	108,909,765	1,703	111,755,778	1,668	102,907,444	1,682	106,150,428
(介護給付)	1,353	97,070,354	1,331	99,556,405	1,301	90,962,887	1,302	93,614,703
(予防給付)	363	11,839,411	372	12,199,373	367	11,944,557	380	12,535,725
福祉用具貸与	10,058	113,801,163	10,031	112,937,773	9,997	112,401,762	10,056	113,644,324
(介護給付)	7,817	100,965,897	7,737	100,018,409	7,683	99,357,221	7,728	100,616,444
(予防給付)	2,241	12,835,266	2,294	12,919,364	2,314	13,044,541	2,328	13,027,880
短期入所サービス(小計)	1,337	124,071,009	1,396	128,437,922	1,342	127,981,412	1,305	120,165,782
(介護給付)	1,317	123,397,786	1,374	127,675,034	1,318	127,140,675	1,290	119,600,998
(予防給付)	20	673,223	22	762,888	24	840,737	15	564,784
短期入所生活介護	1,225	115,259,270	1,260	117,685,368	1,216	117,776,975	1,191	110,293,346
(介護給付)	1,206	114,647,940	1,242	117,051,710	1,195	117,031,528	1,177	109,771,411
(予防給付)	19	611,330	18	633,658	21	745,447	14	521,935
短期入所療養介護	112	8,811,739	136	10,752,554	126	10,204,437	114	9,872,436
(介護給付・老健)	111	8,749,846	132	10,623,324	123	10,109,147	113	9,829,587
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	61,893	4	129,230	3	95,290	1	42,849
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	5,871	44,110,540	5,890	44,996,655	5,758	43,260,542	5,853	44,096,356
(介護給付)	5,462	41,056,420	5,504	42,126,399	5,348	40,304,488	5,443	41,080,053
(予防給付)	409	3,054,120	386	2,870,256	410	2,956,054	410	3,016,303
特定施設入居者生活介護	525	88,549,029	510	89,952,651	515	89,858,002	504	83,140,480
(介護給付)	447	82,902,400	434	84,168,037	437	84,104,524	430	78,005,198
(予防給付)	78	5,646,629	76	5,784,614	78	5,753,478	74	5,135,282
福祉用具購入	168	4,874,278	185	5,239,172	154	4,805,034	159	5,343,088
(介護給付)	120	3,358,669	117	3,350,366	93	3,053,223	106	3,672,795
(予防給付)	48	1,515,609	68	1,888,806	61	1,751,811	53	1,670,293
住宅改修費	167	14,028,731	163	13,902,186	131	11,569,970	132	10,327,878
(介護給付)	98	7,966,227	96	8,785,607	68	5,456,508	71	5,994,547
(予防給付)	69	6,062,504	67	5,116,579	63	6,113,462	61	4,333,331
介護予防支援・居宅介護支援	17,151	192,991,484	17,193	192,625,392	17,072	190,896,753	17,188	193,174,177
(居宅介護支援)	11,040	164,185,833	11,051	163,616,120	10,984	162,299,339	11,050	164,243,662
(介護予防支援)	6,111	28,805,651	6,142	29,009,272	6,088	28,597,414	6,138	28,930,515
地域密着型(介護予防)サービス	1,043	198,213,915	1,048	207,148,813	1,068	207,427,120	1,033	195,356,403
(介護給付)	1,034	197,832,296	1,035	206,473,472	1,060	207,086,455	1,023	194,864,416
(予防給付)	9	381,619	13	675,341	8	340,665	10	491,987
定期巡回・随時対応訪問介護看護	77	12,455,761	84	14,232,082	85	13,369,628	81	13,158,667
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	265	27,061,363	252	27,452,529	246	23,929,785	244	25,499,203
(介護給付)	264	27,039,440	251	27,425,621	245	23,908,356	242	25,448,017
(予防給付)	1	21,923	1	26,908	1	21,429	2	51,186
小規模多機能型居宅介護	177	31,817,249	178	31,011,668	186	33,214,433	170	29,802,073
(介護給付)	169	31,457,553	166	30,363,235	179	32,895,197	162	29,361,272
(予防給付)	8	359,696	12	648,433	7	319,236	8	440,801
認知症対応型共同生活介護	412	101,105,834	412	105,131,377	424	106,448,457	416	99,302,944
(介護給付)	412	101,105,834	412	105,131,377	424	106,448,457	416	99,302,944
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	40	7,411,540	42	8,173,357	44	8,348,409	44	8,100,189
地域密着型介護老人福祉施設	70	18,179,020	76	20,305,379	70	19,402,472	71	18,175,152
複合型サービス	2	183,148	4	842,421	13	2,713,936	7	1,318,175
施設サービス	2,620	666,420,080	2,638	694,242,731	2,630	686,531,868	2,620	642,821,717
介護老人福祉施設	1,527	371,611,907	1,535	384,468,050	1,526	380,010,203	1,516	354,958,395
介護老人保健施設	1,006	264,871,733	1,017	275,835,067	1,020	272,958,629	1,018	256,614,131
介護療養型医療施設	87	29,936,440	86	33,939,614	84	33,563,036	86	31,249,191
特定入所介護(予防)サービス費	2,594	89,747,164	2,663	93,622,529	2,614	92,004,627	2,550	85,975,810
(介護給付)	2,587	89,711,034	2,654	93,548,989	2,606	91,963,667	2,546	85,946,430
(予防給付)	7	36,130	9	73,540	8	40,960	4	29,380
計	65,986	2,817,583,656	66,265	2,893,360,144	65,559	2,813,535,361	65,887	2,770,171,545
(介護給付)	50,111	2,592,072,022	50,351	2,668,385,880	49,675	2,588,329,726	49,986	2,547,557,842
(予防給付)	15,875	225,511,634	15,914	224,974,264	15,884	225,205,635	15,901	222,613,703
高額介護(予防)サービス費	6,273	65,349,397	7,017	78,276,231	6,566	70,078,776	6,576	71,342,979
高額医療合算介護(予防)サービス費	5	142,568	8	126,904	4	141,691	1,489	46,776,973
審査支払手数料	62,727	2,822,715	62,927	2,831,715	62,360	2,806,200	62,737	2,823,165
合計	134,991	2,885,898,336	136,217	2,974,594,994	134,489	2,886,562,028	136,689	2,891,114,662

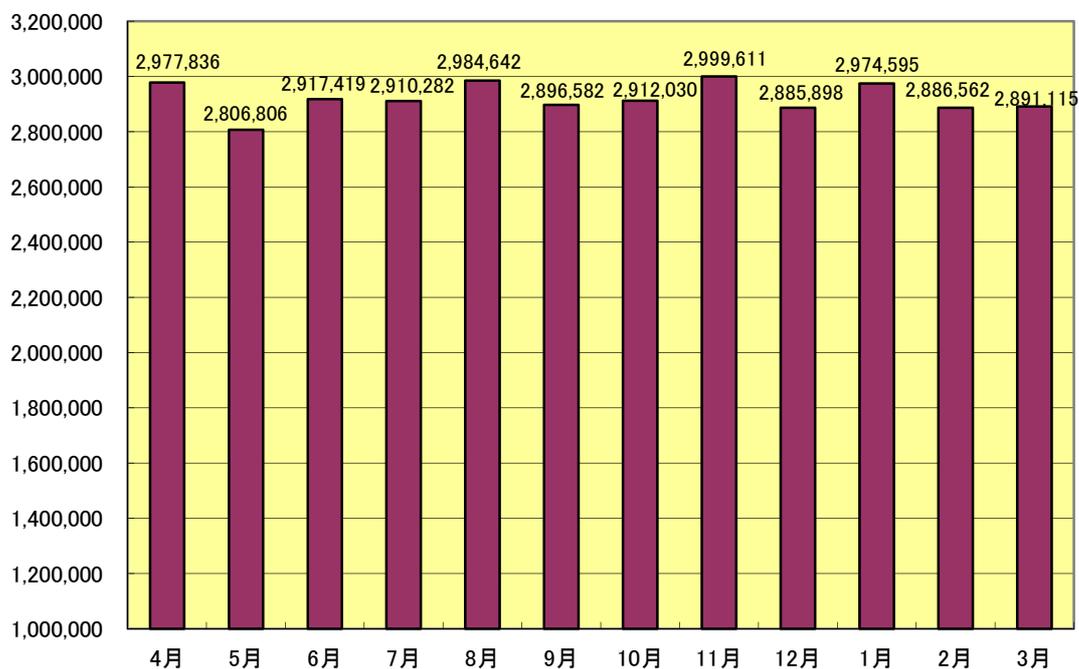
	平成27年度合計A		平成26年度合計B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	497,446	19,976,682,827	466,019	19,254,077,139	106.7%	103.8%
(介護給付)	383,896	17,716,954,862	358,702	16,864,776,002	107.0%	105.1%
(予防給付)	113,550	2,259,727,965	107,317	2,389,301,137	105.8%	94.6%
訪問通所サービス	406,778	16,833,609,226	385,137	16,270,247,289	105.6%	103.5%
(介護給付)	299,139	14,687,684,748	283,645	14,021,999,693	105.5%	104.7%
(予防給付)	107,639	2,145,924,478	101,492	2,248,247,596	106.1%	95.4%
訪問介護	119,934	6,622,297,518	117,536	6,321,857,829	102.0%	104.8%
(介護給付)	79,409	5,811,009,128	76,850	5,476,881,666	103.3%	106.1%
(予防給付)	40,525	811,288,390	40,686	844,976,163	99.6%	96.0%
訪問入浴介護	3,465	196,945,509	3,668	203,340,332	94.5%	96.9%
(介護給付)	3,438	196,010,327	3,638	202,170,729	94.5%	97.0%
(予防給付)	27	935,182	30	1,169,603	90.0%	80.0%
訪問看護	31,258	1,170,317,303	29,614	1,127,628,053	105.6%	103.8%
(介護給付)	27,024	1,049,468,733	25,925	1,020,807,474	104.2%	102.8%
(予防給付)	4,234	120,848,570	3,689	106,820,579	114.8%	113.1%
訪問リハビリテーション	8,876	270,956,857	8,663	258,318,596	102.5%	104.9%
(介護給付)	7,423	228,366,727	7,219	217,277,341	102.8%	105.1%
(予防給付)	1,453	42,590,130	1,444	41,041,255	100.6%	103.8%
通所介護	105,736	5,921,666,907	97,152	5,729,652,558	108.8%	103.4%
(介護給付)	75,000	5,048,505,101	69,051	4,784,121,628	108.6%	105.5%
(予防給付)	30,736	873,161,806	28,101	945,530,930	109.4%	92.3%
通所リハビリテーション	20,022	1,315,411,156	19,857	1,367,171,604	100.8%	96.2%
(介護給付)	15,672	1,168,243,457	15,798	1,196,131,789	99.2%	97.7%
(予防給付)	4,350	147,167,699	4,059	171,039,815	107.2%	86.0%
福祉用具貸与	117,487	1,336,013,976	108,647	1,262,278,317	108.1%	105.8%
(介護給付)	91,173	1,186,081,275	85,164	1,124,609,066	107.1%	105.5%
(予防給付)	26,314	149,932,701	23,483	137,669,251	112.1%	108.9%
短期入所サービス(小計)	16,236	1,541,352,493	15,663	1,463,803,755	103.7%	105.3%
(介護給付)	15,948	1,531,145,622	15,333	1,451,549,358	104.0%	105.5%
(予防給付)	288	10,206,871	330	12,254,397	87.3%	83.3%
短期入所生活介護	14,801	1,418,771,093	14,258	1,352,981,124	103.8%	104.9%
(介護給付)	14,528	1,409,031,856	13,942	1,341,161,318	104.2%	105.1%
(予防給付)	273	9,739,237	316	11,819,806	86.4%	82.4%
短期入所療養介護	1,435	122,581,400	1,405	110,822,631	102.1%	110.6%
(介護給付・老健)	1,420	122,113,766	1,391	110,388,040	102.1%	110.6%
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
(予防給付・老健)	15	467,634	14	434,591	107.1%	107.6%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	-	-
居宅療養管理指導	68,201	518,752,900	59,173	454,519,851	115.3%	114.1%
(介護給付)	63,489	483,626,479	54,718	421,663,218	116.0%	114.7%
(予防給付)	4,712	35,126,421	4,455	32,856,633	105.8%	106.9%
特定施設入居者生活介護	6,231	1,082,968,208	6,046	1,065,506,244	103.1%	101.6%
(介護給付)	5,320	1,014,498,013	5,006	969,563,733	106.3%	104.6%
(予防給付)	911	68,470,195	1,040	95,942,511	87.6%	71.4%
福祉用具購入	2,020	61,068,960	2,105	61,441,859	96.0%	99.4%
(介護給付)	1,374	42,993,396	1,411	44,557,973	97.4%	96.5%
(予防給付)	646	18,075,564	694	16,883,886	93.1%	107.1%
住宅改修費	1,825	159,525,920	1,833	159,066,166	99.6%	100.3%
(介護給付)	1,056	93,336,547	1,063	90,526,865	99.3%	103.1%
(予防給付)	769	66,189,373	770	68,539,301	99.9%	96.6%
介護予防支援・居宅介護支援	203,000	2,278,238,331	192,901	2,161,761,693	105.2%	105.4%
(居宅介護支援)	130,492	1,937,327,477	123,591	1,847,286,613	105.6%	104.9%
(介護予防支援)	72,508	340,910,854	69,310	314,475,080	104.6%	108.4%
地域密着型(介護予防)サービス	11,969	2,334,848,786	9,576	1,938,241,934	125.0%	120.5%
(介護給付)	11,835	2,327,966,446	9,507	1,934,371,541	124.5%	120.3%
(予防給付)	134	6,882,340	69	3,870,393	194.2%	177.8%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	880	141,668,449	343	52,196,007	256.6%	271.4%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	3,017	312,187,348	2,668	283,387,195	113.1%	110.2%
(介護給付)	3,003	311,747,924	2,668	283,387,195	112.6%	110.0%
(予防給付)	14	439,424	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	1,825	339,736,047	1,021	203,482,325	178.7%	167.0%
(介護給付)	1,706	333,308,874	953	199,767,622	179.0%	166.8%
(予防給付)	119	6,427,173	68	3,714,703	175.0%	173.0%
認知症対応型共同生活介護	4,974	1,244,663,771	4,661	1,189,104,095	106.7%	104.7%
(介護給付)	4,973	1,244,648,028	4,660	1,188,948,405	106.7%	104.7%
(予防給付)	1	15,743	1	155,690	-	-
地域密着型特定施設	456	86,573,162	349	70,476,807	130.7%	122.8%
地域密着型介護老人福祉施設	791	204,962,329	534	139,595,505	148.1%	146.8%
複合型サービス	26	5,057,680	-	-	-	-
施設サービス	31,602	8,209,255,868	31,712	8,381,195,164	99.7%	97.9%
介護老人福祉施設	18,259	4,557,556,698	17,955	4,555,574,984	101.7%	100.0%
介護老人保健施設	12,283	3,255,934,282	12,529	3,355,527,540	98.0%	97.0%
介護療養型医療施設	1,060	395,764,888	1,228	470,092,640	86.3%	84.2%
特定入所者介護(予防)サービス費	32,972	1,113,049,066	34,527	1,114,273,174	95.5%	99.9%
(介護給付)	32,815	1,111,740,191	34,307	1,112,047,874	95.7%	100.0%
(予防給付)	157	1,308,875	220	2,225,300	71.4%	58.8%
計	780,834	34,132,669,758	738,673	33,070,057,129	105.7%	103.2%
(介護給付)	593,070	31,439,574,787	560,293	30,274,762,032	105.8%	103.8%
(予防給付)	187,764	2,693,094,971	178,380	2,795,295,097	105.3%	96.3%
高額介護(予防)サービス費	72,635	754,236,060	66,818	675,357,502	108.7%	111.7%
高額医療合算介護(予防)サービス費	3,916	123,166,985	3,188	102,383,626	122.8%	120.3%
審査支払手数料	740,126	33,305,670	696,032	31,321,440	106.3%	106.3%
合計	1,597,511	35,043,378,473	1,504,711	33,879,119,697	106.2%	103.4%

	平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572
(介護給付)	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,514,590
(予防給付)	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982
訪問通所サービス	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776
(介護給付)	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338
(予防給付)	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438
訪問介護	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696
(介護給付)	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343
(予防給付)	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353
訪問入浴介護	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284
(介護給付)	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254
(予防給付)	28	1,142,464	19	851,181	14	452,541	4	148,030
訪問看護	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239
(介護給付)	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719	21,293	819,560,106
(予防給付)	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133
訪問リハビリテーション	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594
(介護給付)	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667
(予防給付)	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	841	20,517,916	677	16,004,927
通所介護	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910
(介護給付)	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224	50,677	3,496,787,045
(予防給付)	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946	13,316	475,615,865
通所リハビリテーション	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967
(介護給付)	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082	14,027	1,141,925,233
(予防給付)	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734
福祉用具貸与	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086
(介護給付)	80,756	1,057,564,848	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580	70,242	899,047,690
(予防給付)	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396
短期入所サービス(小計)	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929
(介護給付)	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628
(予防給付)	306	11,134,815	194	5,747,467	216	6,329,762	207	6,221,301
短期入所生活介護	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859
(介護給付)	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110
(予防給付)	295	10,788,045	167	4,721,731	156	4,030,743	155	4,239,749
短期入所療養介護	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070
(介護給付・老健)	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	11	346,770	27	1,025,736	60	2,299,019	52	1,981,552
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205
(介護給付)	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545
(予防給付)	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660
特定施設入居者生活介護	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662
(介護給付)	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	4,785	902,209,530	4,736	875,843,079
(予防給付)	1,103	96,272,262	951	85,686,563	794	77,174,302	820	83,398,583
福祉用具購入	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389
(介護給付)	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020
(予防給付)	700	18,832,389	625	17,062,031	617	16,089,366	550	14,641,369
住宅改修費	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967
(介護給付)	997	90,307,990	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664
(予防給付)	798	77,202,223	784	74,503,646	653	64,035,373	486	45,722,303
介護予防支援・居宅介護支援	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481
(居宅介護支援)	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730
(介護予防支援)	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751
地域密着型(介護予防)サービス	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822
(介護給付)	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081	8,745	1,592,462,238
(予防給付)	51	4,527,942	39	2,065,952	29	1,908,601	48	2,867,584
定期巡回・随時対応訪問介護看護	32	3,280,974	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815
(介護給付)	2,724	286,249,373	2,870	295,649,170	3,029	296,447,368	3,076	305,073,896
(予防給付)	5	128,017	16	563,444	6	120,629	19	565,919
小規模多機能型居宅介護	839	163,500,055	812	161,366,175	859	174,785,559	787	154,799,650
(介護給付)	803	161,456,186	789	159,863,667	836	172,997,587	758	152,497,985
(予防給付)	36	2,043,869	23	1,502,508	23	1,787,972	29	2,301,665
認知症対応型共同生活介護	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590
(介護給付)	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590
(予防給付)	10	2,356,056	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	344	70,159,104	342	69,405,343	341	67,351,243	306	58,029,403
地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス	524	133,852,814	528	134,314,579	526	137,015,800	542	140,385,364
施設サービス	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345
介護老人福祉施設	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105
介護老人保健施設	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731
介護療養型医療施設	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509
特定入所介護(予防)サービス費	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593
(介護給付)	33,665	1,053,993,896	31,266	960,083,274	30,509	897,918,235	29,998	903,652,353
(予防給付)	187	1,873,905	93	599,200	132	603,580	123	762,240
計	702,219	31,512,741,697	651,132	29,727,476,632	616,719	28,377,241,228	577,129	27,446,131,169
(介護給付)	535,473	28,901,777,336	503,087	27,416,751,152	488,817	26,391,631,374	467,326	25,733,663,940
(予防給付)	166,746	2,610,964,361	148,045	2,310,725,480	127,902	1,985,609,854	109,803	1,712,467,229
高額介護(予防)サービス費	63,525	635,758,585	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405	53,083	544,740,741
高額医療合算介護(予防)サービス費	3,032	95,149,332	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851	2,467	98,055,412
審査支払手数料	660,389	29,717,505	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010	497,919	37,794,330
合計	1,429,165	32,273,367,119	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494	1,130,598	28,126,721,652

	平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計		平成18年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	323,460	13,721,418,325	306,356	12,712,199,940	296,431	12,537,293,413	287,879	11,978,571,466
（介護給付）	263,080	12,307,772,616	247,674	11,322,978,556	254,615	11,579,606,445	268,578	11,571,435,840
（予防給付）	60,380	1,413,645,709	58,682	1,389,221,384	41,816	957,686,968	19,301	407,135,626
訪問通所サービス	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869	251,362	10,472,516,459
（介護給付）	217,878	10,319,339,822	206,749	9,559,552,914	216,757	9,903,067,367	232,712	10,088,901,711
（予防給付）	56,795	1,283,210,775	55,078	1,250,160,428	39,692	872,707,502	18,650	383,614,748
訪問介護	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196	98,412	4,824,462,398
（介護給付）	66,566	4,229,109,890	65,324	3,948,954,224	75,107	4,347,239,132	86,392	4,599,143,873
（予防給付）	31,925	628,399,017	32,118	632,768,338	25,388	488,625,064	12,020	225,318,525
訪問入浴介護	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943	3,530	188,249,081
（介護給付）	3,332	182,620,755	3,469	181,025,530	3,581	188,848,651	3,528	188,189,456
（予防給付）	3	49,341	1	8,146	1	16,292	2	59,625
訪問看護	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446	19,286	795,286,472
（介護給付）	19,636	752,081,788	18,610	714,810,860	19,238	764,985,720	18,757	781,806,430
（予防給付）	2,229	56,954,910	2,087	53,008,248	1,194	28,735,726	529	13,480,042
訪問リハビリテーション	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760	2,789	51,483,681
（介護給付）	5,099	122,774,643	4,100	86,352,761	3,549	73,469,146	2,708	50,000,723
（予防給付）	471	10,168,038	361	6,948,305	243	5,042,614	81	1,482,958
通所介護	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102	44,965	2,756,580,124
（介護給付）	44,965	3,100,093,836	40,582	2,823,659,148	41,319	2,786,054,142	42,019	2,660,393,973
（予防給付）	12,557	449,643,729	11,454	419,218,994	7,385	262,358,960	2,946	96,186,151
通所リハビリテーション	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045	15,799	1,075,626,139
（介護給付）	13,796	1,098,640,638	13,492	1,023,438,605	13,830	1,012,370,917	15,148	1,050,736,769
（予防給付）	2,016	89,582,126	2,216	95,380,076	1,492	61,938,128	651	24,889,370
福祉用具貸与	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377	66,581	780,828,564
（介護給付）	64,484	834,018,272	61,172	781,311,786	60,133	730,099,659	64,160	758,630,487
（予防給付）	7,594	48,413,614	6,841	42,828,321	3,989	25,990,718	2,421	22,198,077
短期入所サービス（小計）	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938	10,223	734,012,174
（介護給付）	12,062	925,365,333	10,965	793,750,710	10,710	771,002,290	10,172	732,672,897
（予防給付）	216	7,072,752	283	8,378,458	136	4,026,648	51	1,339,277
短期入所生活介護	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374	7,568	548,561,530
（介護給付）	10,084	787,069,383	8,900	657,299,188	8,269	598,164,958	7,527	547,526,791
（予防給付）	161	4,955,770	219	6,228,863	88	2,676,416	41	1,034,739
短期入所療養介護	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564	2,655	185,450,644
（介護給付・老健）	1,978	138,295,950	2,065	136,451,522	2,438	172,531,565	2,635	184,145,979
（介護給付・病院等）	0	0	0	0	3	305,767	10	1,000,127
（予防給付・老健）	55	2,116,982	64	2,149,595	48	1,350,232	10	304,538
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700	22,827	176,558,039
（介護給付）	28,730	244,192,065	25,713	200,058,990	23,082	178,829,540	22,425	173,619,530
（予防給付）	2,346	18,815,370	2,259	17,696,950	1,289	10,388,160	402	2,938,509
特定施設入居者生活介護	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906	3,467	595,484,794
（介護給付）	4,410	818,875,396	4,247	769,615,942	4,066	726,707,248	3,269	576,241,693
（予防給付）	1,023	104,546,812	1,062	112,985,548	699	70,564,658	198	19,243,101
福祉用具購入	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816	1,890	51,569,040
（介護給付）	1,588	50,401,731	1,586	47,565,060	1,663	47,311,511	1,696	46,152,891
（予防給付）	569	15,119,486	505	13,015,779	420	10,748,305	194	5,416,149
住宅改修費	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500	1,521	142,620,481
（介護給付）	1,044	97,388,871	1,008	90,558,000	1,014	91,526,167	1,283	116,837,194
（予防給付）	538	52,419,646	510	46,920,021	373	36,679,333	238	25,783,287
介護予防支援・居宅介護支援	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394	135,037	1,404,350,047
（居宅介護支援）	99,312	1,373,281,775	93,998	1,135,984,973	103,133	1,211,580,135	120,236	1,327,198,738
（介護予防支援）	43,889	197,279,646	41,443	179,916,283	30,937	136,549,259	14,801	77,151,309
地域密着型（介護予防）サービス	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414	5,340	890,673,226
（介護給付）	7,671	1,398,534,314	6,946	1,210,703,843	6,016	980,955,935	5,324	890,314,505
（予防給付）	31	1,606,329	59	2,131,424	55	1,331,479	16	358,721
定期巡回・随時対応訪問介護看護	0	0	3	64,701	4	94,176	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,220	316,952,879	3,385	344,478,173	3,312	316,726,567	2,720	246,490,945
（介護給付）	3,193	316,179,009	3,328	342,814,484	3,257	315,395,088	2,704	246,132,224
（予防給付）	27	773,870	57	1,663,689	55	1,331,479	16	358,721
小規模多機能型居宅介護	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908	22	3,779,902
（介護給付）	611	123,008,825	508	100,908,291	262	52,105,908	22	3,779,902
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	3,384	838,223,662	2,766	690,123,258	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
（介護給付）	3,380	837,391,203	2,764	689,655,523	2,475	610,700,544	2,598	640,402,379
（予防給付）	4	832,459	2	467,735	0	0	0	0
地域密着型特定施設	9	1,307,905	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	478	120,647,372	343	77,260,844	18	2,660,219	0	0
複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225	31,240	8,021,870,411
介護老人福祉施設	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466	15,418	3,697,786,463
介護老人保健施設	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658	11,815	2,925,692,965
介護療養型医療施設	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101	4,007	1,398,390,983
特定入所者介護（予防）サービス費	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840	25,487	732,404,240
（介護給付）	28,816	880,027,183	27,986	847,460,751	26,236	775,198,870	25,454	732,215,560
（予防給付）	126	860,650	160	1,088,000	69	513,970	33	188,680
計	538,440	26,153,081,347	513,070	24,742,824,393	497,938	24,185,176,602	488,394	23,222,058,911
（介護給付）	432,907	24,472,149,881	411,711	23,110,531,502	424,268	23,041,667,288	453,811	22,706,025,139
（予防給付）	105,533	1,680,931,466	101,359	1,632,292,891	73,670	1,143,509,314	34,583	516,033,772
高額介護（予防）サービス費	49,608	510,498,209	46,278	465,862,348	44,038	440,341,913	43,404	424,655,226
高額医療合算介護（予防）サービス費	62	2,444,853	0	0	0	0	0	0
審査支払手数料	503,276	40,262,080	478,097	40,399,192	464,328	39,235,709	452,728	40,632,328
合計	1,091,386	26,706,286,489	1,037,445	25,249,085,933	1,006,304	24,664,754,224	984,526	23,687,346,465

(単位:千円)

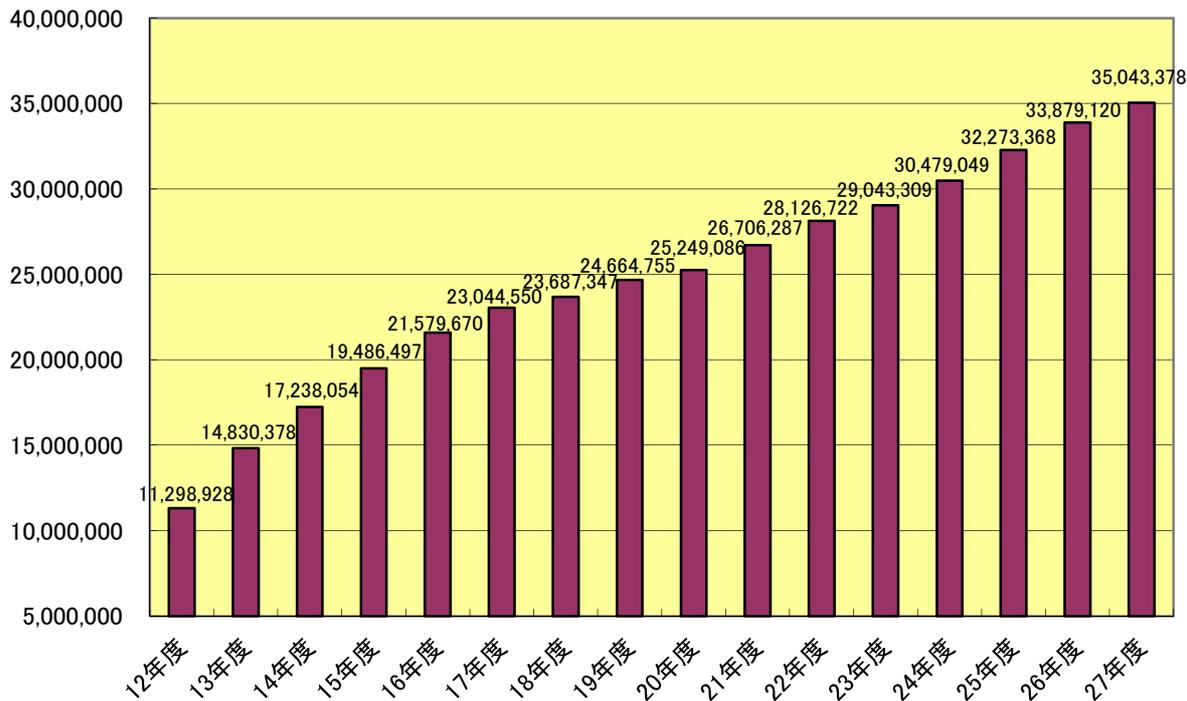
保険給付費 月別推移



(審査月)

(単位:千円)

保険給付費合計 年度別推移



4 負担割合証交付状況（平成27年8月1日実施、平成28年3月31日現在）

負担割合	合計
1割	23,766
2割	2,624

5 高額介護(予防)サービス費支給状況

		世帯合算	その他	合計
ア 利用者負担第1段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	0	16,588	16,588
	支給額(円)	0	163,277,944	163,277,944
イ 利用者負担第2段階 (上限額:15,000円)	件数(件)	1,755	34,785	36,540
	支給額(円)	16,194,505	419,418,495	435,613,000
ウ 利用者負担第3段階 (上限額:24,600円)	件数(件)	1,840	10,304	12,144
	支給額(円)	13,984,774	65,351,780	79,336,554
エ 利用者負担第4段階 (上限額:37,200円)	件数(件)	3,947	2,467	6,414
	支給額(円)	32,773,082	27,839,881	60,612,963
エ 利用者負担第5段階 (上限額:44,400円)	件数(件)	300	649	949
	支給額(円)	4,816,312	10,579,287	15,395,599
合計	件数(件)	7,842	64,793	72,635
	支給額(円)	67,768,673	686,467,387	754,236,060

6 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療保険加入者	その他医療保険加入者	合計
件数(件)	93	3,823	0	3,916
支給額(円)	4,197,195	118,969,790	0	123,166,985

7 減免認定状況（平成28年3月31日現在）

(1) 食費・居住費に係る負担額限度額認定

(単位:件)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型サービス	その他	合計
利用者負担第3段階	281	231	14	9	745	1,280
利用者負担第2段階	767	549	44	28	1,513	2,901
利用者負担第1段階	114	139	23	0	362	638

(2) 利用者負担減額・免除認定

(単位:件)

利用者負担	
減額	2
免除	0

(3) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

(単位:件)

特定標準負担	
利用者負担第3段階	3
利用者負担第2段階	17
利用者負担第1段階	1
対象外	3

(単位:件)

利用者負担	
減額(本人負担3%~10%)	20
免除(本人負担0%)	4

8 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額 (単位)	4月			5月			6月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,620	5,071,180	38.69	2,634	5,360,285	40.68	2,662	5,378,241	40.38
要支援2	10,473	3,384	12,973,541	36.61	3,421	13,455,521	37.56	3,467	13,517,492	37.23
要介護1	16,692	3,279	22,773,110	41.61	3,325	23,644,459	42.60	3,375	24,272,799	43.09
要介護2	19,616	3,479	35,005,694	51.29	3,486	35,956,936	52.58	3,542	37,021,005	53.28
要介護3	26,931	2,102	30,288,327	53.50	2,107	31,432,528	55.39	2,129	31,418,914	54.80
要介護4	30,806	1,479	25,085,518	55.06	1,505	26,237,236	56.59	1,521	26,381,454	56.30
要介護5	36,065	1,105	24,040,298	60.32	1,110	25,918,593	64.74	1,130	25,525,900	62.63
計(平均)	-	17,448	155,237,668	49.51	17,588	162,005,558	51.26	17,826	163,515,805	51.04

	支給限度額 (単位)	11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,003	2,663	5,342,400	40.10	2,676	5,296,626	39.56	2,644	5,235,510	39.58
要支援2	10,473	3,533	13,791,285	37.27	3,542	13,799,139	37.20	3,526	13,868,705	37.56
要介護1	16,692	3,465	23,697,398	40.97	3,466	24,347,806	42.08	3,441	22,600,893	39.35
要介護2	19,616	3,647	37,116,663	51.88	3,665	37,694,254	52.43	3,645	35,635,712	49.84
要介護3	26,931	2,106	30,253,567	53.34	2,103	31,026,001	54.78	2,072	29,243,945	52.41
要介護4	30,806	1,539	26,094,903	55.04	1,563	27,415,489	56.94	1,563	26,202,713	54.42
要介護5	36,065	1,156	25,219,292	60.49	1,114	25,416,235	63.26	1,117	25,376,584	62.99
計(平均)	-	18,109	161,515,508	49.62	18,129	164,995,550	50.74	18,008	158,164,062	48.92

(単位: %)

サービス利用率月別推移



*利用月ベース (単位:利用者数(人))

7月			8月			9月			10月		
利用者数	単位数	利用率(%)									
2,662	5,312,552	39.89	2,625	5,278,889	40.20	2,636	5,280,098	40.04	2,661	5,354,835	40.22
3,450	13,534,498	37.46	3,485	13,512,128	37.02	3,497	13,605,931	37.15	3,509	13,866,895	37.73
3,381	25,105,430	44.49	3,389	24,069,462	42.55	3,376	24,211,451	42.96	3,451	25,228,222	43.80
3,555	37,570,502	53.88	3,581	36,120,783	51.42	3,580	36,916,922	52.57	3,616	38,642,729	54.48
2,090	31,694,933	56.31	2,090	30,703,939	54.55	2,072	30,233,414	54.18	2,081	31,324,363	55.89
1,507	27,035,669	58.24	1,531	26,207,487	55.57	1,522	26,434,629	56.38	1,537	27,418,427	57.91
1,125	26,095,439	64.32	1,119	25,661,307	63.59	1,152	25,391,775	61.12	1,179	26,797,735	63.02
17,770	166,349,023	52.16	17,820	161,553,995	50.45	17,835	162,074,220	50.55	18,034	168,633,206	51.97

2月			3月			年平均			年間累計	
利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
2,670	5,247,792	39.29	2,715	5,235,510	38.54	2,656	5,282,827	39.76	31,868	63,393,918
3,517	13,771,304	37.39	3,543	13,865,328	37.37	3,490	13,630,147	37.29	41,874	163,561,767
3,499	24,044,805	41.17	3,488	22,600,893	38.82	3,411	23,883,061	41.95	40,935	286,596,728
3,638	36,388,474	50.99	3,665	35,635,712	49.57	3,592	36,642,116	52.00	43,099	439,705,386
2,085	29,597,970	52.71	2,104	29,243,945	51.61	2,095	30,538,487	54.13	25,141	366,461,846
1,563	26,218,307	54.45	1,626	26,202,713	52.31	1,538	26,411,212	55.74	18,456	316,934,545
1,129	25,336,670	62.23	1,132	25,376,584	62.16	1,131	25,513,034	62.55	13,568	306,156,412
18,101	160,605,322	49.42	18,273	158,160,685	48.16	17,912	161,900,884	50.31	214,941	1,942,810,602

(単位:%)

年平均 介護度別サービス利用率



9 一般施策

(1) 社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	27年度	26年度	25年度
支給件数	5	5	6
支給額(円)	303,410	314,779	319,849

(2) 障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成18年4月1日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0%とし、経済的負担の軽減を図る。

VI 地域支援事業

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき健康づくり事業

介護が必要となる状態を予防するため、ウォーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
(委託先: 社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

ア 申込者数

(ア) 男女別内訳

	申込者数(人)	構成比
男	3,561	44.1%
女	4,521	55.9%
合計	8,082	100.0%

(イ) 年度別申込者数

(単位: 人)

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	累計
男	168	181	176	149	98	120	173	224	219	1,508
女	278	216	191	170	156	142	229	304	261	1,947
合計	446	397	367	319	254	262	402	528	480	3,455

(ウ) 月別内訳 (平成27年度)

(単位: 人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	7	14	45	19	7	10	18	10	12	12	10	4	168
女	17	11	54	19	10	35	32	11	23	27	33	6	278
合計	24	25	99	38	17	45	50	21	35	39	43	10	446

(エ) 年代別内訳

(単位: 人)

	男	女	合計	構成比
90歳以上	223	295	518	6.4%
80~89歳	1,356	1,593	2,949	36.5%
70~79歳	1,697	2,267	3,964	49.0%
65~69歳	285	366	651	8.1%
合計	3,561	4,521	8,082	100.0%
構成比	44.1%	55.9%	100.0%	-

イ 達成者数

(単位: 人)

		男		女		合計		構成比	
		達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比
100万歩 達成者 (記念品: 帽子)	90歳以上	7	0.2%	1	0.1%	8	0.2%	-	-
	80~89歳	94	5.4%	130	6.5%	224	5.4%	-	-
	70~79歳	989	43.6%	833	40.0%	1,822	43.6%	-	-
	65~69歳	1,052	50.8%	1,073	50.8%	2,125	50.8%	-	-
	合計	2,142	51.3%	2,037	48.7%	4,179	100.0%	-	-
	構成比	51.3%	48.7%	100.0%	-	-	-	-	-

(単位: 人)

		男		女		合計		構成比	
		達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比
200万歩 達成者 (記念品: ウインドブ レーカー)	90歳以上	8	0.3%	1	0.1%	9	0.3%	-	-
	80~89歳	95	5.6%	93	4.3%	188	5.6%	-	-
	70~79歳	858	45.8%	679	31.0%	1,537	45.8%	-	-
	65~69歳	825	48.3%	794	36.0%	1,619	48.3%	-	-
	合計	1,786	53.3%	1,567	46.7%	3,353	100.0%	-	-
	構成比	53.3%	46.7%	100.0%	-	-	-	-	-

(単位: 人)

		男		女		合計		構成比	
		達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比
500万歩 達成者 (記念品: ウエスト ポーチ)	90歳以上	5	0.3%	2	0.1%	7	0.3%	-	-
	80~89歳	75	6.5%	63	2.9%	138	6.5%	-	-
	70~79歳	664	54.4%	486	22.1%	1,150	54.4%	-	-
	65~69歳	439	38.8%	382	17.6%	821	38.8%	-	-
	合計	1,183	55.9%	933	44.1%	2,116	100.0%	-	-
	構成比	55.9%	44.1%	100.0%	-	-	-	-	-

(単位: 人)

		男		女		合計		構成比	
		達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比	達成者数	構成比
1000万歩 達成者 (記念品: リュック サック)	90歳以上	5	0.4%	1	0.1%	6	0.4%	-	-
	80~89歳	85	9.5%	47	4.7%	132	9.5%	-	-
	70~79歳	531	65.6%	381	38.1%	912	65.6%	-	-
	65~69歳	205	24.5%	136	13.6%	341	24.5%	-	-
	合計	826	59.4%	565	40.6%	1,391	100.0%	-	-
	構成比	59.4%	40.6%	100.0%	-	-	-	-	-

(年齢は達成時)

② 高齢者食生活改善事業

市内各地域で健康づくり推進員が中心となって、介護予防・健康づくりのための食生活を普及啓発し、食生活改善を支援する。

(単位:回数(回)、人数(人))

		27年度	26年度	25年度
健康づくり推進員及び在宅栄養士の研修	開催回数	16	19	18
	延参加者数	487	468	438
介護予防及び健康づくりのための食生活を普及啓発する講習会	開催回数	31	39	32
	延参加者数	676	773	579

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		27年度	26年度	25年度
広報紙:介護保険だより(介護予防版)	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	1月	1月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

(単位:団体数(団体)、人数(人))

		27年度	26年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	48	11
	登録者数	979	207

イ 交流会の実施

- ・とき 平成27年11月30日
- ・テーマ 「第1回いきいき百歳体操交流会」
- ・講師 介護予防推進支援モデル事業広域アドバイザー
- ・参加者数 28グループ 135人

2 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの設置状況

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段:名称 下段:運営法人名	上段:住所(尼崎市) 下段:職員の定数及び職種
中央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター (福)ほがらか会	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター 尼崎医療生活協同組合	神田中通9-291 ナニワ診療所 内 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
小田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター (福)きらくえん	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター (医)中央会	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
大庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター (福)サンシャイン	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンブラザ平成 内 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター (福)平成会	浜田町4-5 ショッピングセンター 2F 定数5名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
立花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター (福)あかね	大西町3-17-18 ~あなたの街の相談室~介護と医療の窓口内 定数8名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター (福)みなみの	富松町3-3-6 デイサービスセンター 南野の庭 内 定数7名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
武庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター (福)きらくえん	武庫之荘1-9-4 阪急武庫之荘駅 北東 定数4名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター (福)真澄会	武庫元町1-26-3 武庫支所南 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
園田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター (福)阪神共同福祉会	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑 南西 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター (福)田能老人福祉会	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑 内 定数6名(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)

※保健師等の等は、地域活動経験のある看護師

(2) 総合相談支援、権利擁護業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談件数等

(単位:件)

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	850	1,110	2,218	1,380	1,417	1,901
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	51	56	71	142	140	76
高齢者虐待に関すること	95	111	114	55	42	337
合計	996	1,277	2,403	1,577	1,599	2,314

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	1,966	2,138	1,417	1,726	2,737	1,741	20,601
権利擁護(成年後見制度等)に関すること	217	131	271	687	144	89	2,075
高齢者虐待に関すること	66	150	177	257	100	56	1,560
合計	2,249	2,419	1,865	2,670	2,981	1,886	24,236

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(地域包括支援センター)

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行なった。

- ア 行政機関(担当課、保健所、福祉事務所)、病院等関係機関と連携
- イ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及び提供
- ウ 介護保険以外のサービス提供が必要な高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、地域包括ケアの総合的な活動推進
- エ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりと、地域におけるインフォーマルサービスの開発やネットワーク化などインフォーマルサポート機能の強化

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行なった。

- ア 担当地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた援助
- イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築(関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり)
- ウ 介護支援介護専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や地域資源の情報提供
- エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など
- オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成
- カ 個別のケアプランの作成指導

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- ・開催回数 117回
- ・内容 地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題解決を図るとともに、事例に関係する機関のネットワークを強化した。

イ 代表者会の開催

- ・開催回数 18回
- ・内容 個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、事例の解決を検討するとともに、地域課題の解決を検討した。

(4) 認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センター(12ヶ所)に認知症地域支援推進員を設置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。認知症相談 1683件(下半期)

(5) 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターを配置するなどにより、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

- ① 配置人数 6人
- ② 配置先 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
- ③ 活動実績
 - ・地域活動の訪問回数 118回
 - ・地域の会議・研修の参加回数 119回
 - ・見守りを通して把握した課題 10回
 - ・個別課題解決のネットワーク化のための調整回数 50回
 - ・地域課題解決に向けた会議参画数 52回
 - ・ネットワーク会議への参画回数・専門機関との協力回数 76回
 - ・相談受付件数 117件
 - ・講座・研修等の実施回数 77回
- ④ 地域における定期的な情報共有及び連携強化の場(協議体)の設置及び運営
 - ・各地区における生活支援コーディネーターと地域包括支援センターによる協議体設置に向けた定期的な情報共有及び検討会の開催等
 - ・小田地区にて平成28年2月に協議体を設置。(今後、全6地区で設置予定)

(6) 在宅医療・介護連携推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、患者・利用者が安心して在宅医療・介護を受けることが可能な仕組みやルールを構築する。

- ① 医療・介護関係12団体で構成された準備会の開催
 - ・多職種からのお困りごと・お願いごとの集約及び今後の具体的取組の方向性について共有。
- ② 部会及び会議体の設置に向けた協議
 - ・多岐に渡る専門職から構成される在宅医療・介護連携部会の新設、また、テーマ別に「連携ルール・情報共有検討グループ」、「相談支援体制検討グループ」、「研修・啓発・広報検討グループ」で構成される「在宅医療・介護連携会議」の新設に向けた協議。

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 認知症対策推進事業

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数も益々の増加が見込まれていることから、認知症高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の配置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日 平成26年8月4日

イ 組織

- ・構成員数 11人以内（平成28年3月31日現在 11人）
- ・任期 3年
- ・構成 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 平成27年度開催回数 3回（7月17日、10月6日、1月28日）

② 認知症ケアネット作成

各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとの地域資源情報を洗い出し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を共有し、相談時に活用できるよう整理。

③ 地域包括支援センター職員研修

「認知症早期発見、早期支援につなぐ」(講師:兵庫県立尼崎総合医療センター職員)

④ キャラバンメイト交流会

平成27年8月24日開催

認知症サポーター養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの活動が更に充実し活かせるよう、キャラバンメイト同士のつながりと情報交換を目的に開催。

⑤ 認知症高齢者介護者支援事業

認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
相談人数	10	9	10

イ 家族のための認知症基礎講座

(単位:回数(回)、人数(人))

年度	27年度	26年度	25年度
開催回数	6	6	6
参加者数	32	35	50

ウ 認知症市民啓発事業

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
参加者数	-	86	70

※ 27年度は未実施

エ 認知症サポーター養成講座

地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
受講者数	3,251	1,443	1,035
延べ受講者数	11,286	8,035	6,592

(2) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であつて、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
人数	1	1	2

(3) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)

(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	295	1,761	2,056
久々知	22			164	1,974	2,138
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	501	23,358	23,859
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	160	2,766	2,926
今福	30			408	3,093	3,501
金楽寺※	32			573	3,315	3,888
潮江	60			453	5,091	5,544
道意	30	1	(福)サンシャイン	1,219	4,291	5,510
築地北	30	1	(福)ほがらか会	1,623	3,694	5,317
合計	534	11		5,396	49,343	54,739

(4) 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外で徘徊したときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:1台7,560円を市が負担)(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
人数	36	28	22

(5) 高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。(委託先:社会福祉法人 阪神共同福祉会)

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
年度末入居者数	14	16	16

(6) 高齢者自立支援型食事サービス事業

食事サービスを提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の生活をサポートするとともに、安否の確認や孤独の解消を図り、在宅生活を支援する。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	27年度	26年度	25年度
延べ利用者数	1,971	2,056	1,850
配食総数(食)	29,825	30,080	26,568

(7) 住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。(委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:件)

年度	27年度	26年度	25年度
相談件数	60	79	87

※助成件数

(8) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ等)を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

(単位:件)

年度	27年度	26年度	25年度
支給件数	2,757	2,592	2,423
支給額(円)	13,718,458	12,841,579	11,646,028

(9) 介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

(単位:人)

年度	27年度
配布者数	9

(10) 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。(1件2,000円)

(単位:件)

年度	27年度	26年度	25年度
支給件数	98	104	97
支給額(円)	196,000	208,000	194,000

(11) 介護相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護相談員数 13人(平成28年3月31日現在)

イ 派遣先

介護老人福祉施設 19施設 介護老人保健施設 5施設

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 19施設 (平成28年3月31日現在)

(単位:件)

	活動件数 合計	活動内容						各年度末	
		面接	声かけ	気づき	電話	文書	その他	相談員数	派遣先
24年度	25,928	12,089	13,278	561	0	0	0	11人	38箇所
25年度	28,045	11,106	16,211	728	0	0	0	12人	40箇所
26年度	32,030	13,361	18,072	597	0	0	0	13人	43箇所
27年度	32,550	13,369	18,899	282	0	0	0	13人	43箇所

(12) 介護給付適正化事業

利用者の自立支援に必要な介護サービスが適正に提供されること等を目指し、ケアプランのチェック・介護保険と医療情報の点検等を行う。

平成19年度より地域支援事業で実施。

(単位:件)

項目	説明	単位	27年度	26年度	25年度
給付費通知の発送	利用実績に係る給付費の通知を発送(年1回)	通知件数	20,179	19,132	18,371
ケアプランチェック	適正なケアプランが作成されているか点検する	点検件数	2,105	1,882	1,019
縦覧点検	請求内容が適正かどうか点検する	点検件数	89	123	71
医療情報との突合	医療保険と介護保険を突合して点検する	点検件数	156	237	71

※1 ケアプランチェックには認知症加算点検件数を含む

※2 縦覧点検には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

※3 医療情報との突合には居宅療養管理指導(26年度から実施)点検件数を含む。

(13) 成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

(単位:件)

年度	27年度	26年度	25年度
申立件数	13	10	24
助成件数	23	17	11

(14) 高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、また入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

(単位:件数(件)、日数(日))

年度	27年度	26年度	25年度
発生件数	2	8	6
保護延日数	23	67	87

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

(15) 権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる

(単位:件)

年度	27年度	26年度
高齢者相談件数	564	365

VII その他

1 広報活動

(1) パンフレットの作成・配布 【平成27年4月～平成28年3月】

- ・ 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

(2) 保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、平成27年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

(3) 介護保険だよりの発行 【平成27年6月、平成27年12月発行】

平成27年6月	平成27年12月
229,000部発行配布	229,000部発行配布
市内一円戸別配布 222,890部	市内一円戸別配布 222,890部
公共施設窓口設置 6,110部	公共施設窓口設置 6,110部

- ・ 点字版・CD版の作成・配付
市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

(4) 市報あまがさきへの掲載

- ・ 4月号 65歳以上の方の介護保険料について
- ・ 6月号 介護保険料の決定、減免申請について
- ・ 7月号 介護保険法の改正について

(5) 市民への説明(市政出前講座)等

種 別	回数	参加者
市政出前講座	4	83
その他講座等	-	-
合 計	4	83

(6) ホームページへの掲載

- ・ 随時 介護保険事業担当課ホームページ更新

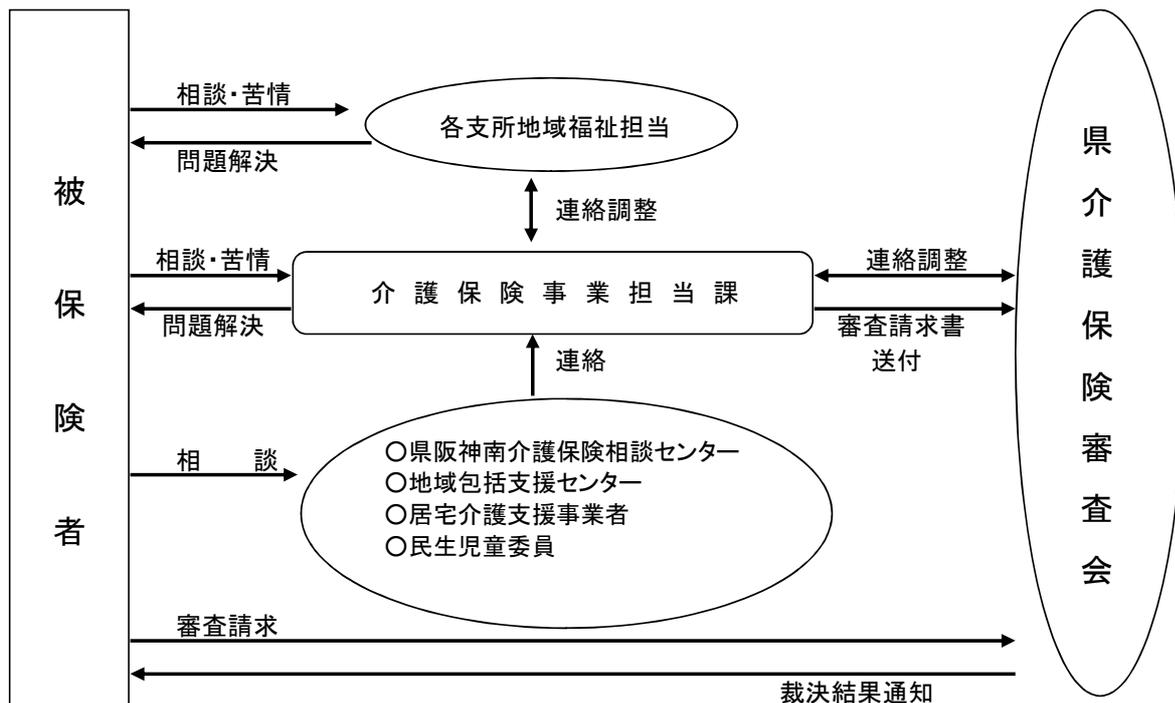
2 苦情相談件数

項 目	件 数
要介護認定に関するもの	-
介護サービスやケアプランに関するもの	149
保険料に関するもの	-
その他(制度の内容など)	56
合 計	205

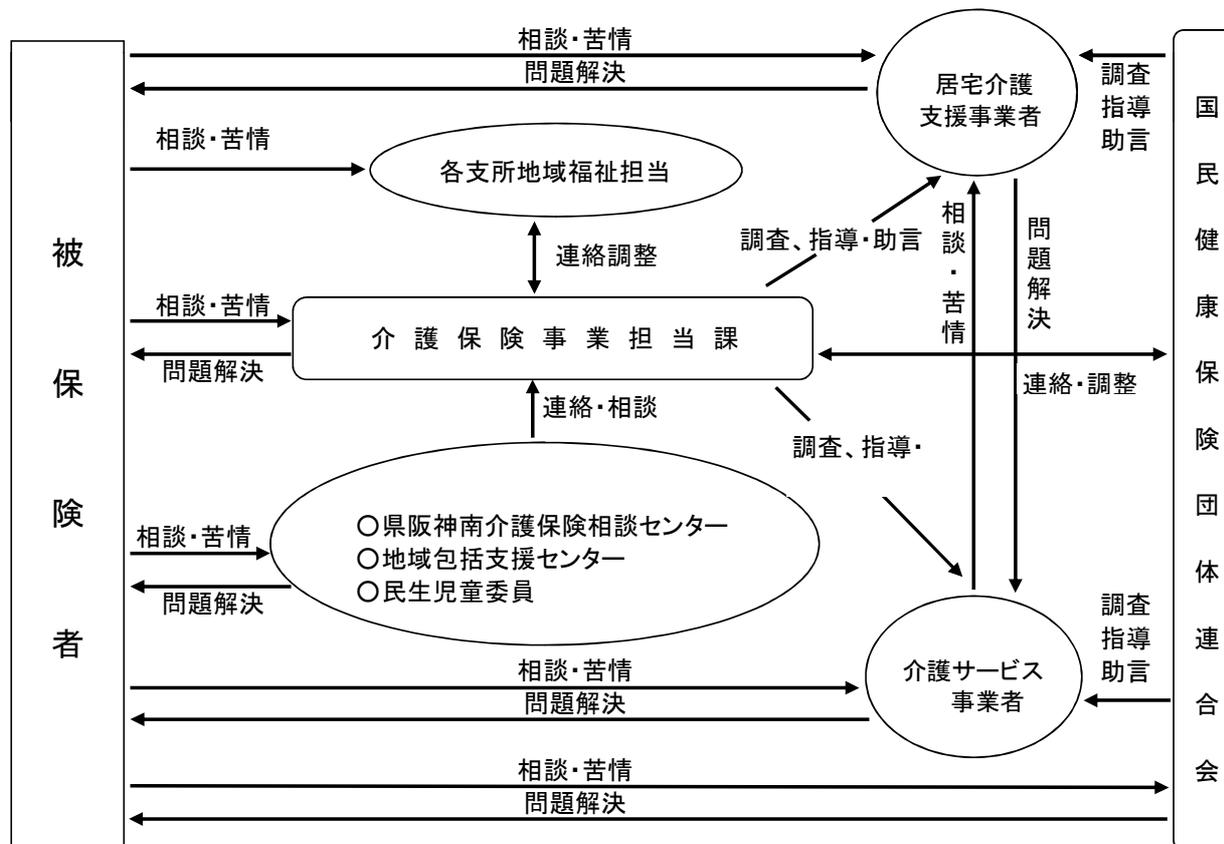
※対応困難事例のみ

3 相談・苦情への対応

(1) 要介護認定、保険料徴収について



(2) サービスの利用について



4 尼崎市内 介護保険事業所数(平成28年3月31日現在)

(1)介護保険事業所数

(単位:事業所)

サービス種類	中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	合計
居宅介護支援	38	38	25	44	30	31	206
訪問介護	48	49	45	64	42	47	295
訪問入浴介護	0	1	1	1	1	4	8
訪問看護	6	12	5	8	10	11	52
訪問リハビリテーション	1	1	0	0	1	2	5
居宅療養管理指導	0	2	0	1	2	1	6
通所介護	21	37	35	45	25	24	187
通所リハビリテーション	4	1	0	3	1	2	11
短期入所生活介護	1	8	2	3	3	9	26
短期入所療養介護	4	1	1	4	1	2	13
特定施設入居者生活介護	1	2	0	1	1	3	8
福祉用具貸与	8	5	3	10	6	8	40
特定福祉用具販売	6	4	2	10	6	8	36
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1	0	0	2	1	4
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	5	0	4	1	3	13
小規模多機能型居宅介護	1	2	4	2	2	1	12
複合型サービス	0	1	0	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	3	4	4	5	4	4	24
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	2	0	0	0	2
地域密着型介護老人福祉施設	0	0	0	1	0	2	3
介護老人福祉施設	1	6	2	3	3	6	21
介護老人保健施設	4	1	1	3	1	2	12
介護療養型医療施設	0	0	0	1	0	0	1
合 計	147	181	132	213	142	171	986

※1 医療法人のみなし指定は除く。

※2 平成28年3月1日現在、届出済(処理済)の事業所データに基づく。

(2)市内の介護保険施設(平成28年3月31日現在)

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	4868-2533	55
2	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	6483-5510	105
3	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	6488-9287	50
4	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	6495-4750	60
5	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	6415-8321	100
6	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	4868-3966	100
7	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	6482-4111	100
8	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	6412-6676	70
9	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	6412-1669	100
10	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	4961-6200	55
11	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	4961-6202	30
12	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	6428-7111	85
13	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	6436-8333	70
14	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	6438-3911	60
15	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	6433-7091	54
16	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	6498-0228	50
17	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	6494-1248	105
18	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	6494-1250	50
19	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	6493-3731	50
20	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	6493-8300	55
21	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	6498-7501	80

② 地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	6434-5050	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	6498-1511	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	6499-1156	29

③ 介護老人保健施設(老人保健施設)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	4868-0823	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	6481-8010	96
3	中央	介護老人保健施設はくほう	昭和通2丁目12-8	6487-3900	100
4	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	4868-3800	100
5	小田	ローランド	潮江2丁目1-10	6499-8500	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	6417-0700	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	4961-8300	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会立花老人保健施設	立花町4丁目4-23	6436-3238	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	6432-0032	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	4962-5920	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	6491-3911	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	6494-0015	150

④ 介護療養型医療施設(療養病床等)

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	立花	医療法人尼崎厚生会立花病院	立花町4丁目3-18	6438-3761	60

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所

No.	地域	事業所名	所在地	電話番号	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	6489-3700	100
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	6489-1501	146
3	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	6493-0521	182
4	立花	たのしい家塚口	塚口本町1丁目30-1	6421-6221	100
5	武庫	アミーユ武庫之荘	常松1丁目22-3	6431-2194	48
6	園田	アミーユ尼崎田能	田能5丁目1-28	6495-2724	45
7	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	6492-2370	50
8	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	6498-0881	64

5 尼崎市地域包括支援センター運営部会

(1)設置年月日 平成26年4月1日

(2)設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会(以下「部会」という)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

- ・委員数 20人以内(平成28年3月31日現在 17人)
- ・任期 3年
- ・構成 委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。
 - ① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
 - ② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
 - ③ 地域における福祉関係者
 - ④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
 - ⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

(4)所掌事項

- ① 地域包括支援センターの設置に関すること
- ② 地域包括支援センターの運営に関すること
- ③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
- ④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
- ⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
- ⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

(5)平成27年度開催回数

運営部会 3回(平成27年7月30日、平成27年12月21日、平成28年3月10日)

(6)地域包括支援センターについて

尼崎市役所支所設置条例に定める支所の対象地区を日常生活圏域とし、6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名 称	
中 央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小 田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大 庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立 花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武 庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園 田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

6 尼崎市地域密着型サービス運営部会

(1) 設置年月日

平成26年4月1日

(2) 設置目的

本市における地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、尼崎市地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス運営委員会」を、平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 14人 (平成28年3月31日現在)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会に属する委員(専門委員及び臨時委員を含む。)で組織する。

(4) 所掌事項

- ① 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取消に関すること
- ② 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬に関すること
- ③ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他地域密着型サービスの適正な運営の確保の観点から必要と認められる事項

(5) 平成27年度開催回数

0回

7 尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

(1) 設置年月日

平成25年10月9日

(2) 設置目的

尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者(介護予防を含む。以下「事業者」という。)の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の附属機関として位置付けたものである。

(3) 組織

- ・委員数 5人以内 (平成28年3月31日現在 5人)
- ・任期 3年
- ・組織 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(4) 所掌事項

- ① 事業者の募集に係る条件等に関すること
- ② 事業者選定の基準を策定すること
- ③ 事業者の審査を行うこと
- ④ ②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
- ⑤ その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

(5) 平成27年度開催回数

2回(平成27年8月18日、平成28年2月10日)

8 尼崎居宅介護支援事業連絡会

(1) 設立

平成12年2月3日

(2) 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

(3) 会員数

146事業者(平成27年6月1日現在)

(4) 主な活動内容

- ① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
- ② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
- ③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日 時	項 目	内 容
平成27年 5月	総会	事業計画、予算審議
	全体研修会	講 演 「介護保険制度の改正について～尼崎市の場合～」 講 師 尼崎市健康福祉局高齢介護課 長江 和仁氏
平成27年 7月	全体研修会	講 演 「医療連携について」 講 師 (第一部) NAGATAケアマネジメント研究所 主宰 長田 貴氏 (第二部) はせがわ内科 院長 長谷川 吉昭氏
平成27年10月	全体研修会	【シリーズ第1回目】パネルディスカッション テーマ 「医療連携と地域包括ケアシステムについて」 講 師 特別養護老人ホームさんすい園 入所介護サービス課長 前川 嘉彦氏&他パネラー4名
平成27年11月	全体研修会	【シリーズ第2回目】グループワーク&講義 テーマ 「医療連携と地域包括ケアシステムについて」 講 師 特別養護老人ホームさんすい園 入所介護サービス課長 前川 嘉彦氏
平成27年12月	意見交換会 名刺交換会	意見交換会・名刺交換会の開催
平成28年 2月	全体研修会	【シリーズ第3回目】講義&事例発表 テーマ 「医療連携と地域包括ケアシステムについて」 講 師 特別養護老人ホームさんすい園 入所介護サービス課長 前川 嘉彦氏&他発表者4名

その他

<幹事会(役員会)の開催>
10回

VIII 財政・条例等

1 財政

(1) 平成27年度介護保険事業費歳入歳出決算(見込)

(歳入)

(単位:円)

款	項	目	金額
04		介護保険料	8,006,493,733
	05	介護保険料	8,006,493,733
		05 第1号被保険者保険料	8,006,493,733
35		使用料及び手数料	890,720
	10	手数料	890,720
		05 手数料	890,720
40		国庫支出金	8,767,490,421
	05	国庫負担金	6,682,635,937
		10 介護給付費負担金	6,682,635,937
	10	国庫補助金	2,084,854,484
		10 調整交付金	1,888,171,000
		25 地域支援事業交付金	187,683,484
		30 介護保険事業費補助金	9,000,000
41		支払基金交付金	9,857,571,000
	05	支払基金交付金	9,857,571,000
		05 介護給付費交付金	9,854,179,000
		10 地域支援事業交付金	3,392,000
45		県支出金	5,061,656,000
	05	県負担金	4,960,802,000
		05 介護給付費負担金	4,960,802,000
	10	県補助金	100,854,000
		05 地域支援事業交付金	100,854,000
50		財産収入	837,308
	05	財産運用収入	837,308
		10 利子及び配当金	837,308
60		繰入金	5,364,315,814
	05	他会計繰入金	5,364,315,814
		05 他会計繰入金	5,364,315,814
	10	基金繰入金	0
		10 介護給付費準備基金繰入金	0
65		繰越金	583,248,838
	05	繰越金	583,248,838
		05 繰越金	583,248,838
70		諸収入	10,686,323
	05	延滞金、及び過料	305,700
		05 第1号被保険者延滞金	305,700
	30	雑入	10,380,623
		05 滞納処分費	0
		10 第三者納付金	6,210,673
		15 返納金	2,413,606
		20 雑入	1,756,344
		合 計	37,653,190,157

(歳出)

(単位:円)

款	項	目	金額
05		総務費	786,694,364
	05	総務管理費	786,694,364
		05 一般管理費	497,970,345
		10 連合会負担金	2,245,446
		15 賦課徴収費	27,162,124
		20 介護認定費	259,316,449
10		保険給付費	35,043,378,473
	05	介護サービス等諸費	34,165,975,428
		05 介護サービス等給付費	34,132,669,758
		10 審査支払手数料	33,305,670
	10	高額介護サービス費	877,403,045
		05 高額介護サービス費	877,403,045
17		地域支援事業費	495,079,847
	05	地域支援事業費	495,079,847
		05 介護予防事業費	10,852,395
		10 包括的支援等事業費	484,227,452
25		基金積立金	342,029,308
	05	基金積立金	342,029,308
		05 介護給付費準備基金積立金	342,029,308
60		諸支出金	273,585,892
	10	諸費	273,585,892
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	273,585,892
65		予備費	0
	05	予備費	0
		05 予備費	0
		合 計	36,940,767,884

(繰越)

翌年度繰越(実質収支)	712,422,273
-------------	-------------

(2) 平成28年度介護保険事業費歳入歳出予算(当初)

(歳入)			(単位:千円)
款	項	目	金額
04	介護保険料		8,082,907
	05	介護保険料	8,082,907
		05 第1号被保険者保険料	8,082,907
35	使用料及び手数料		1
	10	手数料	1
		05 手数料	1
40	国庫支出金		9,006,734
	05	国庫負担金	6,943,959
		10 介護給付費負担金	6,943,959
	10	国庫補助金	2,062,775
		10 調整交付金	1,815,114
		25 地域支援事業交付金	247,661
41	支払基金交付金		10,485,483
	05	支払基金交付金	10,485,483
		05 介護給付費交付金	10,481,935
		10 地域支援事業交付金	3,548
45	県支出金		5,328,005
	05	県負担金	5,222,572
		05 介護給付費負担金	5,222,572
	10	県補助金	105,433
		05 地域支援事業交付金	105,433
50	財産収入		1,349
	05	財産運用収入	1,349
		10 利子及び配当金	1,349
60	繰入金		5,912,946
	05	他会計繰入金	5,717,676
		05 他会計繰入金	5,717,676
	10	基金繰入金	195,270
		10 介護給付費準備基金繰入金	195,270
65	繰越金		1
	05	繰越金	1
		05 繰越金	1
70	諸収入		1,195
	05	延滞金、及び過料	1
		05 第1号被保険者延滞金	1
	30	雑入	1,194
		05 滞納処分費	1
		10 第三者納付金	1
		15 返納金	1
		20 雑入	1,191
	合	計	38,818,621

(歳出)			(単位:千円)
款	項	目	金額
05	総務費		816,022
	05	総務管理費	816,022
		05 一般管理費	505,467
		10 連合会負担金	2,299
		15 賦課徴収費	31,196
		20 介護認定費	277,060
10	保険給付費		37,435,482
	05	介護サービス等諸費	36,484,124
		05 介護サービス等給付費	36,449,206
		10 審査支払手数料	34,918
	10	高額介護サービス費	951,358
		05 高額介護サービス費	951,358
15	財政安定化基金拠出金		0
	05	財政安定化基金拠出金	0
		05 財政安定化基金拠出金	0
17	地域支援事業費		545,622
	05	地域支援事業費	545,622
		05 介護予防事業費	12,671
		10 包括的支援等事業費	532,951
25	基金積立金		1,349
	05	基金積立金	1,349
		05 介護給付費準備基金積立金	1,349
60	諸支出金		19,146
	10	諸費	19,146
		10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	19,146
65	予備費		1,000
	05	予備費	1,000
		05 予備費	1,000
	合	計	38,818,621

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

○ 尼崎市介護給付費準備基金

(単位:円)

	25年度	26年度	27年度
前年度末基金残高	209,429,160	575,812,160	556,680,596
基金積立額合計	366,383,000	1,727,436	342,029,308
保険料積立額	365,625,612	0	341,192,000
運用収入積立額	757,388	1,727,436	837,308
基金取崩額	0	20,859,000	0
年度末基金残高	575,812,160	556,680,596	898,709,904

2 条例等

(1) 尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日

条例第22号

(この条例の趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会の委員の定数は、180人以内とする。

(平15条例14・一部改正)

(地域支援事業の実施)

第3条 本市は、介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

(平18条例36・平21条例15・平24条例24・平26条例25・一部改正)

(保険料率)

第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 35,532円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,679円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 53,298円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 63,958円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,064円
- (6) 次のいずれかに該当する者 85,277円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、この号の額が賦課されたならば保護（生活保護法第2

条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,830円

ア 合計所得金額が120万円以上125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,383円

ア 合計所得金額が125万円を超え190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 106,596円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 120,809円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 129,692円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 138,575円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 147,458円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 156,341円

（平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平26条例25・一部改正）

（普通徴収に係る納期）

第5条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月4日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 前項により難いときは、市長が別に納期を定める。

3 第1項に定める期限が土曜日であるときは、この日を休日とみなして民法（明治29年法律第89号）第142条の規定を適用する。

（第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定）

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもつて行う。

2 前項の規定により保険料額を算定する場合における第4条の規定の適用については、同

条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。

- 3 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。
- 4 保険料の賦課期日（同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項（第2号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第39条第1項第1号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ（2）に該当するものに限る。）又は同号ロ若しくは二、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。
 - (1) 第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日（以下「異動日」という。）前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額
 - (2) 異動日を賦課期日とみなして第4条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額
- 5 第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（平18条例36・平24条例24・平26条例25・一部改正）

（保険料額の決定通知）

第7条 保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。

その額を変更したときも、また同様とする。

（保険料の減免等）

第8条 市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

（督促）

第9条 保険料を納期限までに納付しない者があるときは、市長は、納付の期限を指定して督促状を発する。

- 2 前項の督促状により指定する納付の期限は、その督促状を発した日から起算して11日目とする。

(督促手数料)

第10条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、1通について80円の督促手数料を徴収する。

(延滞金)

第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該保険料の金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算に係る年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第12条 法第70条第1項の規定による居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第78条の2第1項の規定による地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加)

(介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第14条 法第86条第1項の規定による介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第107条の2第4項において準用する旧法第107条第1項の規定による介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

（平24条例24・追加）

（手数料の減免等）

第15条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第12条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があるとき、この限りでない。

（平24条例24・追加）

（罰則）

第16条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（平24条例24・旧第12条繰下）

第17条 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

（平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下）

第18条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下)

第19条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下)

第20条 第16条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2 第16条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第21条 介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止)

2 尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例（平成11年尼崎市条例第24号）は、廃止する。

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期)

- 3 本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため法第8条の2第2項に規定する介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第3条中「介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）及び同条第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものとする。

(平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例)

- 4 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,584円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,876円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 9,167円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 11,459円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 13,751円

- 5 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 13,454円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 20,181円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 26,907円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 33,634円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 40,361円

(平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例)

- 6 普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第1期 平成12年10月1日から同月31日まで

第2期 平成12年11月1日から同月30日まで

第3期 平成12年12月1日から平成13年1月4日まで

第4期 平成13年1月4日から同月31日まで

第5期 平成13年2月1日から同月28日まで

第6期 平成13年3月1日から同年4月2日まで

(平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例)

- 7 平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。

(平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例)

- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額（次項において「平成12年度特例保険料額」という。）を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額（以下「平成13年度特例保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

- 9 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者（同号イ（2）に係るものに限る。）に該当するに至った第1号被保険者（保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。）並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 当該異動後における平成12年度特例保険料額

(2) 当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当

該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(4) 当該異動した日が、平成13年10月中である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(平成18年度における保険料率の特例)

10 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（以下「世帯主等」という。）を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 47,472円

(2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。）を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（以下「平成18年度分の市町村民税」という。）が課されていない者とした場合において

第4条第2号又は第3号に該当するもの 49,847円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 61,714円

(平18条例36・追加)

(平成19年度における保険料率の特例)

- 11 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税（以下「平成19年度分の市町村民税」という。）が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの 52,223円

- (2) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。）を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの 56,968円

- (3) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの 66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正)

(平成20年度における保険料率の特例)

- 12 前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改)

(平成24年度における保険料率の特例)

- 13 第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以

上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加)

(平成25年度における保険料率の特例)

- 14 前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。
この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加)

(平成27年度及び平成28年度における保険料率の特例)

- 15 第4条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

(延滞金の割合の特例)

- 16 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とする。

(平18条例36・旧第9項繰下、平24条例24・旧第12項繰下、平25条例60・全改)

付 則（平成15年3月28日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月28日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成20年3月27日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月28日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則（平成25年10月9日条例第60号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則（平成27年3月27日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2 備考の改正規定（「第21項」を「第22項」に改める部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付 則 (平成27年5月22日条例第35号)

この条例は、平成27年5月22日から施行する。

別表第1

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 20,000円
2 居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき 10,000円
3 居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき 20,000円
4 居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき 10,000円
5 介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
6 介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「居宅サービス」又は「介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第1項又は第8条の2第1項に規定する居宅サービス又は介護予防サービスをいう。

別表第2

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 20,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円)
2 地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき 10,000円 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円)
3 地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 14,000円
4 地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき 7,000円

備考 「地域密着型サービス」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」又は「地域密着型介護予防サービス」とは、それぞれ法第8条第14項若しくは第22項又は法

第8条の2第12項に規定する地域密着型サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型介護予防サービスをいう。

別表第3

(平24条例24・追加)

種別	手数料
1 介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき 30,000円
2 介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円
3 介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき 63,000円
4 介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき 15,000円
5 介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき 33,000円
6 介護療養型医療施設の指定更新申請手数料	1件につき 15,000円

(2) 尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日

規則第40号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例居宅介護サービス費の額)

第2条 法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第2条の2 法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者(法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第3条 法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例施設介護サービス費の額)

第4条 法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・一部改正)

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平26規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第5条の2 法第51条の4第1項の規定により特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス費の額)

第6条 法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第6条の2 法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条 法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2 法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平26規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条 条例第5条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(保険料額の決定通知)

第10条 条例第7条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(保険料の減免等)

第11条 条例第8条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(保険料の減免等の申請)

第12条 条例第8条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(減免等の取消し)

第13条 市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

- (1) 資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不相当であると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2 市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3 市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

(第三者の行為による損害等の届出)

第15条 被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(介護保険徴収職員証)

第16条 介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 23 規則 27・追加)

(施行の細目)

第17条 この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(平 23 規則 27・旧第 16 条繰下)

(施行期日)

付 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(特例介護予防サービス費の額に関する経過措置)

2 第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

付 則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条から第 3 条まで、第 5 条の 2 から第 7 条まで及び第 8 条の 2 の改正規定

公布の日

(2) 第5条及び第8条の改正規定 平成27年8月1日

別記様式

(平23規則27・追加)

(表面)

第 号		介護保険徴収職員証		5.2 センチ メート ル
顔写真	所属 氏名	平成 年 月 日	尼崎市長 印	
	7.4センチメートル			

(裏面)

- 1 本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は搜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(3) 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日

条例第52号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)における用語の意義による。

(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(以下「指定居宅サービス事業者等」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。

4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所(以下「指定居宅サービス事業所等」という。)は、その運営について、暴力団対策法第2

条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。

- 5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定(規則で定めるものに限る。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。
- 7 指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

(平25条例14・平26条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条 法第47条第1項1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合においては、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービ

ス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

- 3 前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準)

第6条 法第59条第1項1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介

護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下)

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必

要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第15条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第16条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第17条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項まで及び第8条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第18条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第19条 法第115条の46第4項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある

場合には、その基準を含む。)のおおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第20条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のおおりとする。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第15条線下)

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

(平26条例48・追加)

センターが担当する区域内に居住する 第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者（以下「保健師等」という。）のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうち2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうち2者のそれぞれ1人